



発行 新潟県

号外 1

平成28年 3月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 条 例

- 1 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革推進室）
- 2 新潟県環日本海交流圏形成基金条例を廃止する条例（国際課）
- 3 新潟県新成長基金条例を廃止する条例（財政課）
- 4 新潟県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
- 5 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- 6 新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（人事課）
- 7 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- 8 新潟県行政不服審査法施行条例（法務文書課）
- 9 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（法務文書課）
- 10 新潟県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（市町村課）
- 11 新潟県県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 12 新潟県核燃料税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 13 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例（総務事務センター）
- 14 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（総務事務センター）
- 15 新潟県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（消費者行政課）
- 16 新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（環境対策課）
- 17 新潟県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例（福祉保健課）
- 18 新潟県国民健康保険財政安定化基金条例（国保・福祉指導課）
- 19 新潟県風致地区条例及び新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（医務薬事課）
- 20 新潟県看護職員修学資金貸与条例及び新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例（医師・看護職員確保対策課）
- 21 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
- 22 新潟県理容師法施行条例及び新潟県美容師法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
- 23 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例（産業振興課）
- 24 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（義務教育課）
- 25 新潟県立学校条例の一部を改正する条例（高等学校教育課）

## 本号で公布された主な条例のあらまし

## ◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第4号）

- 1 増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定等に係る手数料の新設  
増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定の申請等に係る手数料を新たに規定することとしました。（別表関係）
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定等に係る手数料の新設  
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請等及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請に係る手数料を新たに規定することとしました。（別

表関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第5号）

1 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事等の特別職の職員の給料及び報酬の額を改正することとしました。(第1条関係)

2 新潟県議会議員給与条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長及び議員の報酬額を改正することとしました。(第2条関係)

3 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正関係

知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。(第3条及び第4条関係)

4 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第7号）

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。(第1条～第3条関係)

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額、勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。(第4条～第6条関係)

3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の報告に基づき、爆発物処理等作業手当の額を改正することとしました。(第7条関係)

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。(第8条及び第9条関係)

5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。(第10条及び第11条関係)

6 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県行政不服審査法施行条例（新潟県条例第8号）

1 趣旨

この条例は、行政不服審査法の施行に関し必要な事項を定めることとしました。(第1条関係)

2 守秘義務

審理員及び4の新潟県行政不服審査会の委員等は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこととしました。(第3条、第7条及び第9条関係)

3 提出書類等の交付手数料

審査請求等における提出書類等の交付手数料及びその減免について定めることとしました。(第4条、第5条、第13条及び第14条関係)

4 新潟県行政不服審査会の組織及び運営

行政不服審査法の規定により地方公共団体に置くこととされた附属機関の名称を新潟県行政不服審査会とし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。(第6条～第15条関係)

5 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

6 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

## ◇行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第9号）

## 1 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備

行政不服審査法の施行に伴い、次の条例の規定のうち審理手続に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（第1条関係）
- (2) 市町村立学校職員の給与に関する条例（第2条関係）
- (3) 職員の退職手当に関する条例（第3条関係）
- (4) 新潟県文化財保護条例（第4条関係）
- (5) 新潟県行政手続条例（第5条関係）
- (6) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第6条関係）
- (7) 新潟県情報公開条例（第7条関係）
- (8) 新潟県個人情報保護条例（第8条関係）
- (9) 新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第9条関係）
- (10) 新潟県県税条例（第10条関係）

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（新潟県条例第10号）

## 1 都道府県知事保存本人確認情報の利用

都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務を定めることとしました。（第2条関係）

## 2 都道府県知事保存本人確認情報の提供

知事以外の県の執行機関に都道府県知事保存本人確認情報を提供することができる場合及び方法を定めることとしました。（第2条関係）

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県県税条例の一部を改正する条例（新潟県条例第11号）

## 1 法人の事業税の税率の改正

平成28年度税制改正に伴い、法人の事業税の税率を改めることとしました。（第31条及び附則第17条の2関係）

## 2 施行期日

この条例は、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行することとしました。

## ◇新潟県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（新潟県条例第15号）

## 1 消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項

消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定めることとしました。（第3条関係）

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県看護職員修学資金貸与条例及び新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第20号）

## 1 返還の債務の当然免除の要件の改正

訪問看護ステーションにおいて業務に従事した場合について、特定医療施設等において業務に継続して従事した5年の期間のうち最初の3年以上の期間が訪問看護ステーション以外の特定医療施設等において従事した期間であることとした返還の債務の当然免除の要件を見直すこととしました。（第1条及び第2条関係）

## 2 失効規定の見直し

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の失効日を、平成28年3月31日から平成30年3月31日に見直すこととしました。（第2条関係）

## 3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第21号）

## 1 猫の飼い主の遵守事項

猫の飼い主は、猫を屋内において飼養し、又は保管するよう努めるとともに、不妊、去勢等の必要な措置を講じ、当該猫がみだりに繁殖することを防止するよう努めなければならないこととしました。(第13条の2関係)

## 2 犬猫販売業者の基準遵守義務等

犬猫販売業者は、販売の用に供する犬猫の輸送が行われた場合は、帳簿を備え、当該輸送の年月日、輸送に係る犬猫の種類等を記載し、これを保存しなければならないこととするとともに、輸送後に当該犬猫を飼養し、又は保管する飼養施設において2日間以上その状態を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった犬猫を販売に供するよう努めなければならないこととしました。(第18条の2関係)

## 3 施行期日

この条例は、平成28年7月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第23号）

## 1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成28年3月31日から平成29年3月31日に見直すこととしました。(附則第2項関係)

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県立学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第25号）

## 1 高等学校の廃止

新潟県立西川竹園高等学校及び新潟県立相川高等学校を廃止することとしました。(別表第2関係)

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県環日本海交流圏形成基金条例を廃止する条例
- (3) 新潟県新成長基金条例を廃止する条例
- (4) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (5) 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (6) 新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例
- (7) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (8) 新潟県行政不服審査法施行条例
- (9) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (10) 新潟県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県県税条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県核燃料税条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- (15) 新潟県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- (16) 新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例
- (18) 新潟県国民健康保険財政安定化基金条例
- (19) 新潟県風致地区条例及び新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (20) 新潟県看護職員修学資金貸与条例及び新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- (21) 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- (22) 新潟県理容師法施行条例及び新潟県美容師法施行条例の一部を改正する条例
- (23) 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例
- (24) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (25) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

---

新潟県条例第1号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) 福祉保健部関係		(5) 福祉保健部関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
1の7 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第23号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)	1の7 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第23号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) 法第15条第3項の規定による施設の設置の届出の受理（介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第22項</u> に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。次号、第8号、第10号、第11号、第13号、第17号及び第18号において同じ。）		(5) 法第15条第3項の規定による施設の設置の届出の受理（介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第21項</u> に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。次号、第8号、第10号、第11号、第13号、第17号及び第18号において同じ。）	
(6)～(18) (略)		(6)～(18) (略)	
(略)		(略)	
2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）及び新潟県指定居宅	(略)	2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）及び新潟県指定居宅	(略)

<p>介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第25号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（居宅サービス、居宅介護支援又は介護予防サービスに関するものに限り、次に掲げるものを除く。次号及び第44号において同じ。）</p> <p>ア 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、<u>法第8条第22項</u>に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、<u>法第8条第28項</u>に規定する介護老人保健施設若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）を除く。）（以下この項において「特別養護老人ホーム等」と総称する。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおいて行われるものに限る。）に関するもの</p> <p>イ～カ （略）</p> <p>(2)～(44) （略）</p> <p>(略)</p>		
<p>(6) (略)</p> <p>(7) 農林水産部関係</p>		
事	務	市町村
1	農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」	(略)

<p>介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第25号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（居宅サービス、居宅介護支援又は介護予防サービスに関するものに限り、次に掲げるものを除く。次号及び第44号において同じ。）</p> <p>ア 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、<u>法第8条第21項</u>に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、<u>法第8条第27項</u>に規定する介護老人保健施設若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）を除く。）（以下この項において「特別養護老人ホーム等」と総称する。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおいて行われるものに限る。）に関するもの</p> <p>イ～カ （略）</p> <p>(2)～(44) （略）</p> <p>(略)</p>		
<p>(6) (略)</p> <p>(7) 農林水産部関係</p>		
事	務	市町村
1	農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」	(略)

<p>という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1) <u>法第72条の22の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任</u></p> <p>(1)の2 <u>法第72条の24第3号の規定による報告の受理</u></p> <p>(2) <u>法第72条の29第2項の規定による定款の変更の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>法第72条の32第4項の規定による成立の届出の受理</u></p> <p>(4) <u>法第72条の34第2項の規定による解散の届出の受理</u></p> <p>(5) <u>法第72条の35第3項の規定による合併の届出の受理</u></p> <p>(6) <u>法第72条の43第3項の規定による意見の陳述及び調査</u></p> <p>(7) <u>法第72条の43第4項の規定による意見の陳述</u></p> <p>(8) <u>法第72条の44の規定による清算結了の届出の受理</u></p> <p>(9) <u>法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定による休眠組合に係る官報への公告及び届出の受理</u></p> <p>(10) <u>法第73条第4項において準用する法第64条の2第2項の規定による通知</u></p> <p>(11) <u>法第73条第4項において準用する法第64条の3第3項の規定による組合の継続の届出の受理</u></p> <p>(12) <u>法第73条の10(法第80条において準用する場合を含む。)の規定による組織変更の届出の受理(農事組合法人に係るものに限る。次号から第18号までにおいて同じ。)</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) <u>組合等登記令(昭和39年政令第29号)第14条第4項及び第26条第2項の規定による解散の登記の嘱託</u></p>		<p>という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1) <u>法第72条の12の6の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任</u></p> <p>(1)の2 <u>法第72条の12の8第3号の規定による報告の受理</u></p> <p>(2) <u>法第72条の13第2項の規定による定款の変更の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>法第72条の16第4項の規定による成立の届出の受理</u></p> <p>(4) <u>法第72条の17第2項の規定による解散の届出の受理</u></p> <p>(5) <u>法第72条の18第3項の規定による合併の届出の受理</u></p> <p>(6) <u>法第72条の18の9第3項の規定による意見の陳述及び調査</u></p> <p>(7) <u>法第72条の18の9第4項の規定による意見の陳述</u></p> <p>(8) <u>法第72条の18の10の規定による清算結了の届出の受理</u></p> <p>(9) <u>法第73条の12の規定による組織変更の届出の受理</u></p> <p>(10) <u>法第89条第2項の規定による解散の登記の嘱託(農事組合法人に係るものに限る。次号から第15号までにおいて同じ。)</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p>
--	--	--

(略)	
<p>3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第15条の2第6項及び第7項 (同条第9項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)</u>の規定による意見の聴取</p> <p>(3) <u>法第15条の2第8項</u>の規定による協議</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	(略)
<p>4 食品表示法(平成25年法律第70号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (主たる事務所及び事業所が一の市町村の区域内のみにある食品関連事業者 (法第2条第3項第1号に規定する食品関連事業者をいう。以下この項において同じ。)に係るもの)に限り、酒類並びにアレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるもの)に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>三 条 市、柏崎市、燕市及び胎内市</p>
(略)	

(8) 農地部関係

事 務	市町村
<p>1 農地法 (昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第4条第8項</u>の規定による協議 (法附則第2項第2号に規定する協議を除く。)</p> <p>(3) <u>法第4条第9項 (法第5条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定による意見の聴取 (前号及び第5号に掲げる事務に係るもの)</p>	(略)

(略)	
<p>3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第15条の2第6項 (同条第8項において準用する場合を含む。)</u>の規定による意見の聴取</p> <p>(3) <u>法第15条の2第7項</u>の規定による協議</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	(略)
<p>4 食品表示法(平成25年法律第70号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (主たる事務所及び事業所が一の市町村の区域内のみにある食品関連事業者 (法第2条第3項第1号に規定する食品関連事業者をいう。以下この項において同じ。)に係るもの)に限り、酒類並びにアレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるもの)に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>新 潟 市、三 条 市、柏崎市、燕市及び胎内市</p>
(略)	

(8) 農地部関係

事 務	市町村
<p>1 農地法 (昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第4条第3項 (法第4条第6項並びに第5条第3項及び第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定による意見の聴取 (前号及び次号から第5号までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(3) <u>法第4条第5項</u>の規定による協議 (法附則第2項第2号に規定する協議を除く。)</p>	(略)

<p>に限る。)</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(11) 法第51条第1項の規定による処分(第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(9) 土木部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>9 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第4項に規定する施行地区の面積が5ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(37) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(38) 法第136条第1項の規定による意見の聴取(第25号に規定する土地区画整理事業に係るものに限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		9 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第4項に規定する施行地区の面積が5ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)	(1)～(37) (略)		(38) 法第136条第1項の規定による意見の聴取(第25号に規定する土地区画整理事業に係るものに限る。)		(略)		<p>(4)～(10) (略)</p> <p>(11) 法第51条第1項の規定による処分(第1号及び第3号から第5号までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(9) 土木部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>9 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第4項に規定する施行地区の面積が5ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(37) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(38) 法第136条の規定による意見の聴取(第25号に規定する土地区画整理事業に係るものに限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		9 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第4項に規定する施行地区の面積が5ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)	(1)～(37) (略)		(38) 法第136条の規定による意見の聴取(第25号に規定する土地区画整理事業に係るものに限る。)		(略)	
事 務	市町村																								
(略)																									
9 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第4項に規定する施行地区の面積が5ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)																								
(1)～(37) (略)																									
(38) 法第136条第1項の規定による意見の聴取(第25号に規定する土地区画整理事業に係るものに限る。)																									
(略)																									
事 務	市町村																								
(略)																									
9 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第4項に規定する施行地区の面積が5ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)																								
(1)～(37) (略)																									
(38) 法第136条の規定による意見の聴取(第25号に規定する土地区画整理事業に係るものに限る。)																									
(略)																									

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**新潟県条例第2号**

新潟県環日本海交流圏形成基金条例を廃止する条例

新潟県環日本海交流圏形成基金条例(平成4年新潟県条例第14号)は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成28年3月31日から施行する。

**新潟県条例第3号**

新潟県新成長基金条例を廃止する条例

新潟県新成長基金条例(平成23年新潟県条例第2号)は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成28年3月31日から施行する。

新潟県条例第 4 号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第 3 条関係） （1）～（2）の 2 （略） （3）福祉保健部関係					別表（第 3 条関係） （1）～（2）の 2 （略） （3）福祉保健部関係				
	対象となる事務	名称	区 分	金 額		対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
20 及 び 21	削除				20	削除			
					21	歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく厚生労働省令の規定による歯科技工士国家試験合格証明書の交付	歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料		1 件につき 3,000円
(略)					(略)				
(4)・(5) (略)					(4)・(5) (略)				
(6) 土木部関係					(6) 土木部関係				
	対象となる事務	名称	区 分	金 額		対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成	長期優良住宅建築等計画認定申	(1) 新築をしようとする住宅が一	(略)	35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成	長期優良住宅建築等計画認定申	(1) 建築をしようとする住宅が一	(略)

20年法律第87号) 第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	請手数料	戸建てである場合 ((3)に該当する場合を除く。)		20年法律第87号) 第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	請手数料	戸建てである場合 ((3)に該当する場合を除く。)		
		(2) 新築をしようとする住宅が共同住宅等である場合 ((4)に該当する場合を除く。)	(略)				(2) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合 ((4)に該当する場合を除く。)	(略)
		(3) 新築をしようとする住宅が一戸建てである場合 (当該申請書に住宅の品質確保の促進等	(略)					(3) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合 (当該申請書に住宅の品質確保の促進等

				に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適					に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適	
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

				合するものに限る。)を添えた場合(以下「当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合」という。)に限る。)					合するものに限る。)を添えた場合(以下「当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合」という。)に限る。)					
			(4) <u>新</u> 築をしようとする住宅が共同住宅等である場合(当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合に限	(略)					(4) <u>建</u> 築をしようとする住宅が共同住宅等である場合(当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合に限	(略)				



			けていないものに限り、が共同住宅等である場合	以内のものについては、20,600円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、33,200円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、45,800円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、81,900円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、137,700円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、224,100円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、274,600円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、292,600円					
36	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	(1) <u>新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更</u> をしようとする	(略)	36	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	(1) <u>建築</u> をしようとする住宅が一戸建てである場合(3)に該当する場合を	(略)

(同法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。)の申請に対する審査	る住宅が一戸建てである場合 ((3)に該当する場合を除く。)		(同法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。)の申請に対する審査	除く。)	
	(2) <u>新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更</u> をしようとする住宅が共同住宅等である場合 ((4)に該当する場合を除く。)	(略)		(2) <u>建築</u> をしようとする住宅が共同住宅等である場合 ((4)に該当する場合を除く。)	(略)
	(3) <u>新築の時に認定を受けた</u>	(略)		(3) <u>建築</u> をしようとする住宅	(略)

			<p>長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が一户建てである場合 (当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合に限る。)</p>					<p>が一户建てである場合 (当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合に限る。)</p>	
			<p>(4) 新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が共同住宅</p>	<p>(略)</p>				<p>(4) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合 (当初申請書に設計住宅性能評価書</p>	<p>(略)</p>

				等で ある 場合 (当 初申 請書 に設 計住 宅性 能評 価書 を添 えた 場合 に限 る。)				を添 えた 場合 に限 る。)
				(5) 増 築の 時又 は改 築の 時に 認定 を受 けた 長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 をし よう とす る住 宅が 一戸 建て であ る場 合	1 件につき 4,800円(長期優良 住宅の普及の促進 に関する法律第8 条第2項において 準用する同法第6 条第2項の規定に よる申出を行う場 合にあっては、建 築確認等手数料額 に4,800円を加え た額)			
				(6) 増 築の 時又 は改 築の 時に 認定 を受	1 件につき、次に 掲げる額(長期優 良住宅の普及の促 進に関する法律第 8条第2項におい て準用する同法第 6条第2項の規定 による申出を行う			

			けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が共同住宅等である場合	場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (1) 総戸数が5戸以内のものについては、10,300円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、16,600円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、22,900円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、40,900円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、68,800円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、112,000円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、137,300円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、146,300円				
(略)				(略)				
41	建築物のエネルギー	建築物エネルギー		1件につき、次に掲げる額を合算した額(建築物のエ				

消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	ギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分(以下「住宅部分」という。)については、次に掲げる額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の床面積(以下「戸建て住宅面積」という。)が200平方メートル未満のものについては、32,200円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の基準に適合するかどうかの審査(以下この項及び42の項において「技術的審査」という。)を行わない場合にあつては、5,800円)</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円(技術的審査を行わない場合にあつては、</p>
--	-------------------	---

				5,800円)	
				ウ 一戸建ての住宅以外の建築物のうち申請に係る住戸の部分(申請に係る住宅部分に住戸以外の部分を含む場合は、当該部分を含む。)の床面積(以下「共同住宅等面積」という。)が300平方メートル未満のものについては、63,400円(技術的審査を行わない場合にあっては、10,000円)	
				エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、107,600円(技術的審査を行わない場合にあっては、22,400円)	
				オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、180,200円(技術的審査を行わない場合にあっては、44,600円)	
				カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、	

256,500円(技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円)

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下「非住宅部分」という。)で標準入力法等による基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び43の項において「基準省令」という。))第8条第1号ロ(1)の基準をいう。42の項において同じ。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円(技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円)

イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円(技術的審査を行わない場合にあつて

				は、28,400円)
			ウ	床面積が 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満の ものについて は、475,600 円(技術的審 査を行わない 場合にあつて は、76,400円)
			エ	床面積が 5,000平方メ ートル以上 10,000平方メ ートル未満の ものについて は、584,900 円(技術的審 査を行わない 場合にあつて は、118,400 円)
			オ	床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の ものについて は、690,500 円(技術的審 査を行わない 場合にあつて は、148,400 円)
			カ	床面積が 25,000平方メ ートル以上の ものについて は、787,200 円(技術的審 査を行わない 場合にあつて は、184,400 円)
			(3)	非住宅部分で モデル建物法に よる基準(基準 省令第8条第1 号ロ(2)の基準

をいう。42の項  
において同じ。)  
に適合するかど  
うかの審査を行  
うものについて  
は、次に掲げる  
額

ア 床面積が  
300平方メー  
トル未満のも  
のについて  
は、79,600円  
(技術的審査  
を行わない場  
合にあつて  
は、10,000円)

イ 床面積が  
300平方メー  
トル以上  
2,000平方メ  
ートル未満の  
ものについて  
は、135,200  
円(技術的審  
査を行わない  
場合にあつて  
は、28,400円)

ウ 床面積が  
2,000平方メ  
ートル以上  
5,000平方メ  
ートル未満の  
ものについて  
は、216,300  
円(技術的審  
査を行わない  
場合にあつて  
は、76,400円)

エ 床面積が  
5,000平方メ  
ートル以上  
10,000平方メ  
ートル未満の  
ものについて  
は、281,100  
円(技術的審  
査を行わない  
場合にあつて  
は、118,400  
円)

オ 床面積が

				<p>10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のものについては、336,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円）</p> <p>カ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、394,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、184,400円）</p>
42	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>(1) 住宅部分又は非住宅部分の床面積の増加をしようとする場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>増加をしようとする住宅部分又は非住宅部分の床面積に応じて41の項と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）</p> <p>(1) 住宅部分については、次に掲</p>



				<p>わない場合に あつては、 22,300円)</p> <p>カ 共同住宅等 面積が5,000 平方メートル 以上のものに ついては、 128,300円(技 術的審査を行 わない場合に あつては、 38,200円)</p> <p>(2) 非住宅部分で 標準入力法等に よる基準に適合 するかどうかの 審査を行うもの については、次 に掲げる額</p> <p>ア 床面積が 300平方メー トル未満のも のについて は、102,900 円(技術的審 査を行わない 場合にあつて は、5,000円)</p> <p>イ 床面積が 300平方メー トル以上 2,000平方メ ートル未満の ものについて は、167,300 円(技術的審 査を行わない 場合にあつて は、14,200円)</p> <p>ウ 床面積が 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満の ものについて は、237,800 円(技術的審 査を行わない 場合にあつて は、38,200円)</p>	
--	--	--	--	--	--

エ 床面積が  
5,000平方メ  
ートル以上  
10,000平方メ  
ートル未満の  
ものについて  
は、292,500  
円（技術的審  
査を行わない  
場合にあつて  
は、59,200円）

オ 床面積が  
10,000平方メ  
ートル以上  
25,000平方メ  
ートル未満の  
ものについて  
は、345,300  
円（技術的審  
査を行わない  
場合にあつて  
は、74,200円）

カ 床面積が  
25,000平方メ  
ートル以上の  
ものについて  
は、393,600  
円（技術的審  
査を行わない  
場合にあつて  
は、92,200円）

(3) 非住宅部分で  
モデル建物法に  
よる基準に適合  
するかどうかの  
審査を行うもの  
については、次  
に掲げる額

ア 床面積が  
300平方メー  
トル未満のも  
のについて  
は、39,800円  
（技術的審査  
を行わない場  
合にあつて  
は、5,000円）

イ 床面積が  
300平方メー  
トル以上  
2,000平方メ

			<p>一 トル未満のものについては、67,600円          (技術的審査を行わない場合にあつては、14,200円)</p> <p>ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、108,200円(技術的審査を行わない場合にあつては、38,200円)</p> <p>エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、140,600円(技術的審査を行わない場合にあつては、59,200円)</p> <p>オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、168,500円(技術的審査を行わない場合にあつては、74,200円)</p> <p>カ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、197,300円(技術的審査を行わない場合にあつては、92,200円)</p>
43	建築物	建築	1件につき、次に

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

掲げる額を合算した額

(1) 住宅部分で性能基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあっては、5,800円）

イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円（技術的審査を行わない場合にあっては、5,800円）

ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場合にあっては、

				10,000円)	
				エ 共同住宅等 面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、107,600円(技術的審査を行わない場合にあつては、22,400円)	
				オ 共同住宅等 面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、180,200円(技術的審査を行わない場合にあつては、44,600円)	
				カ 共同住宅等 面積が5,000平方メートル以上のものについては、256,500円(技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円)	
				(2) 住宅部分で仕様基準(基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準をいう。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額	
				ア 戸建て住宅 面積が200平方メートル未満のものについては、17,200円(技術的審査を行	



				<p>144,200円(技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円)</p> <p>(3) 非住宅部分で標準入力法等による基準(基準省令第1条第1項第1号イの基準をいう。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円(技術的審査を行わない場合にあっては、10,000円)</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円(技術的審査を行わない場合にあっては、28,400円)</p> <p>ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、475,600円(技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円)</p> <p>エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の</p>	
--	--	--	--	--	--

ものについて  
は、584,900  
円（技術的審  
査を行わない  
場合にあつて  
は、118,400  
円）

オ 床面積が  
10,000平方メ  
ートル以上  
25,000平方メ  
ートル未満の  
ものについて  
は、690,500  
円（技術的審  
査を行わない  
場合にあつて  
は、148,400  
円）

カ 床面積が  
25,000平方メ  
ートル以上の  
ものについて  
は、787,200  
円（技術的審  
査を行わない  
場合にあつて  
は、184,400  
円）

(4) 非住宅部分で  
モデル建物法に  
よる基準（基準  
省令第1条第1  
項第1号口の基  
準をいう。）に適  
合するかどうか  
の審査を行うも  
のについては、  
次に掲げる額

ア 床面積が  
300平方メー  
トル未満のも  
のについて  
は、79,600円  
（技術的審査  
を行わない場  
合にあつて  
は、10,000円）

イ 床面積が  
300平方メー  
トル以上

				<p>2,000平方メートル未満のものについては、135,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円）</p> <p>ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、216,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）</p> <p>エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、281,100円（技術的審査を行わない場合にあつては、118,400円）</p> <p>オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、336,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円）</p> <p>カ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、394,600円（技術的審査を行わない場合にあつて</p>	
--	--	--	--	---	--

				は、184,400 円)	
(6)の2～(9) (略)					(6)の2～(9) (略)

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第3号の表の改正は、公布の日から施行する。

---

新潟県条例第5号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
 (特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
<b>別表(第2条関係)</b>			<b>別表(第2条関係)</b>		
知事	給料月額	<u>1,246,000円</u>	知事	給料月額	<u>1,241,000円</u>
副知事	〃	<u>975,000円</u>	副知事	〃	<u>971,000円</u>
教育長	〃	<u>821,000円</u>	教育長	〃	<u>818,000円</u>
地方公営企業管理者	〃	<u>844,000円以内</u>	地方公営企業管理者	〃	<u>841,000円以内</u>
知事の秘書	〃	<u>562,000円以内</u>	知事の秘書	〃	<u>560,000円以内</u>
県監査委員			県監査委員		
	識見を有する者のうちから選任された委員			識見を有する者のうちから選任された委員	
	常勤	〃 <u>675,000円</u>		常勤	〃 <u>672,000円</u>
	非常勤	報酬月額 <u>675,000円以内</u>		非常勤	報酬月額 <u>672,000円以内</u>
	議員のうちから選任された委員			議員のうちから選任された委員	
	〃	<u>182,000円</u>		〃	<u>181,000円</u>
県教育委員会			県教育委員会		
	委員	〃 <u>203,000円</u>		委員	〃 <u>202,000円</u>
県人事委員会			県人事委員会		
	委員長	〃 <u>222,000円</u>		委員長	〃 <u>221,000円</u>
	委員	〃 <u>203,000円</u>		委員	〃 <u>202,000円</u>
	(略)			(略)	
県労働委員会			県労働委員会		
	会長	報酬月額 <u>222,000円</u>		会長	報酬月額 <u>221,000円</u>
	公益委員	〃 <u>203,000円</u>		公益委員	〃 <u>202,000円</u>
	労使委員	〃 <u>174,000円</u>		労使委員	〃 <u>173,000円</u>
	(略)			(略)	
	特別調整委員のうち公益を代表する者			特別調整委員のうち公益を代表する者	
	報酬月額	<u>203,000円</u>		報酬月額	<u>202,000円</u>
	労使を代表する者			労使を代表する者	
	〃	<u>174,000円</u>		〃	<u>173,000円</u>
県選挙管理委員会			県選挙管理委員会		
	委員長	〃 <u>222,000円</u>		委員長	〃 <u>221,000円</u>
	委員	〃 <u>203,000円</u>		委員	〃 <u>202,000円</u>
	(略)			(略)	
県公安委員会			県公安委員会		
	委員長	報酬月額 <u>222,000円</u>		委員長	報酬月額 <u>221,000円</u>
	委員	〃 <u>203,000円</u>		委員	〃 <u>202,000円</u>
	(略)			(略)	
非常勤の顧問、参与及び県専門委員			非常勤の顧問、参与及び県専門委員		
	(略)			(略)	
	報酬月額の場合	<u>624,000円以内</u>		報酬月額の場合	<u>621,000円以内</u>
	報酬年額の場合	<u>1,015,000円以内</u>		報酬年額の場合	<u>1,011,000円以内</u>
	(略)			(略)	
臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準			臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準		

ずる者 (略) 報酬月額の場合 <u>502,000円以内</u> 報酬年額の場合 <u>502,000円以内</u>	ずる者 (略) 報酬月額の場合 <u>500,000円以内</u> 報酬年額の場合 <u>500,000円以内</u>
--	--

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

**第2条** 新潟県議会議員給与条例(昭和25年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>第2条</b> 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。 議 長 月額 <u>96万5,000円</u> 副議長 月額 <u>84万4,000円</u> 議 員 月額 <u>77万4,000円</u>	<b>第2条</b> 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。 議 長 月額 <u>96万1,000円</u> 副議長 月額 <u>84万1,000円</u> 議 員 月額 <u>77万1,000円</u>

(知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

**第3条** 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年新潟県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(期末手当の額) <b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(期末手当の額) <b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)

**第4条** 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(期末手当の額) <b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては <u>100分の150</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月	(期末手当の額) <b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては <u>100分の147.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6



ついては、一般職の職員の例による。ただし、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 5・6 (略)	ついては、一般職の職員の例による。ただし、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の147.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 5・6 (略)
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第3条の規定による改正後の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（以下「改正後の特別職期末手当支給条例」という。）の規定及び第6条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第7条の規定による廃止前の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の旧教育長給与条例」という。）第2条第4項の規定 平成27年12月1日
  - (2) 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の新潟県議会議員給与条例（以下「改正後の議会議員給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の旧特別職給与条例」という。）の規定及び改正後の旧教育長給与条例第2条第2項の規定 平成28年1月1日  
 (給与の内払)
- 3 改正後の特別職給与条例、改正後の議会議員給与条例、改正後の特別職期末手当支給条例、改正後の旧特別職給与条例又は改正後の旧教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正前の新潟県議会議員給与条例、第3条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例、第5条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例又は第6条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第7条の規定による廃止前の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例、改正後の議会議員給与条例、改正後の特別職期末手当支給条例、改正後の旧特別職給与条例又は改正後の旧教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

新潟県条例第6号

新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

新潟県地方警察職員定員条例（昭和29年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(職員の定員)	(職員の定員)
<b>第2条</b> 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。 警 察 官 <u>4,122人</u> 警察官以外の職員 638人 合 計 <u>4,760人</u>	<b>第2条</b> 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。 警 察 官 <u>4,099人</u> 警察官以外の職員 638人 合 計 <u>4,737人</u>
2 前項の警察官の定員のうち、警視については132人、警部については <u>284人</u> 、警部補（巡査部長を含む。）については <u>2,432人</u> とする。	2 前項の警察官の定員のうち、警視については132人、警部については <u>283人</u> 、警部補（巡査部長を含む。）については <u>2,418人</u> とする。
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 新潟県条例第7号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給料)	(給料)
<p><b>第5条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当(第20条の3の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。</u>)を除いたものとする。</p>	<p><b>第5条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当(第20条の3の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)を除いたものとする。</p>
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
<p><b>第24条の5</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係</p>	<p><b>第24条の5</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係</p>

るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 41万3,300円
  - (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 5万500円
  - (3)・(4) (略)
- 2・3 (略)

(勤勉手当)

**第26条 (略)**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基

るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 41万2,200円
  - (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 5万300円
  - (3)・(4) (略)
- 2・3 (略)

(勤勉手当)

**第26条 (略)**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基

礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 から別表第6 までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

## 行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	546,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	549,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	355,000	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300	
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400		
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800		
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100			

45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
94		293,600	341,400					
95		294,000	341,900					
96		294,400	342,300					

	97		294,600	342,400							
	98		294,900	342,900							
	99		295,300	343,300							
	100		295,700	343,600							
	101		295,900	343,900							
	102		296,200	344,300							
	103		296,600	344,700							
	104		296,900	345,100							
	105		297,100	345,600							
	106		297,400	346,000							
	107		297,800	346,400							
	108		298,100	346,800							
	109		298,300	347,300							
	110		298,700	347,700							
	111		299,100	348,000							
	112		299,400	348,300							
	113		299,500	348,800							
	114		299,800								
	115		300,100								
	116		300,500								
	117		300,700								
	118		300,900								
	119		301,200								
	120		301,500								
	121		301,900								
	122		302,100								
	123		302,400								
	124		302,700								
	125		303,000								
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第39条及び附則第5項に規定する職員を除く。

別表第2 (第6条関係)

## 公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300	

46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600
47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600
49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700
55	253,000	266,500	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100	
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400	
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700	
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000	
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300	
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600	
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900	
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100	
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400	
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700	
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000	
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200	
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500	
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800	
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100	
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300	
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600	
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900	
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200	
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400	
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700	
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000	
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300	
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500	
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300		
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600		
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800		
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000		
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300		
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600		
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800		
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000		
94	299,400	323,000	349,400	383,000				
95	300,500	324,400	350,900	383,600				
96	301,800	325,700	352,400	384,100				
97	302,900	326,900	353,700	384,500				

	98	304,100	328,200	354,900	384,900					
	99	305,300	329,500	356,000	385,500					
	100	306,500	330,800	357,200	386,000					
	101	307,700	332,200	358,300	386,400					
	102	308,700	333,100	359,400	386,900					
	103	309,800	334,200	360,500	387,500					
	104	310,800	335,400	361,700	388,000					
	105	311,600	336,500	362,900	388,300					
	106	312,200	337,600	363,400	388,700					
	107	312,800	338,600	364,000	389,200					
	108	313,500	339,700	364,600	389,500					
	109	314,000	340,900	365,200	389,800					
	110	314,500	341,900	365,700	390,300					
	111	315,000	342,900	366,200	390,800					
	112	315,600	343,800	366,700	391,300					
	113	316,400	344,700	367,100	391,600					
	114	317,100	345,600	367,500	392,100					
	115	317,800	346,600	368,100	392,600					
	116	318,500	347,600	368,600	393,100					
	117	319,100	348,600	369,000	393,400					
	118	319,900	349,100	369,500	393,900					
	119	320,600	349,700	370,100	394,400					
	120	321,400	350,300	370,600	394,900					
	121	322,000	350,600	370,700	395,300					
	122	322,300	351,000	371,300	395,800					
	123	322,800	351,500	371,800	396,200					
	124	323,300	351,900	372,200	396,700					
	125	323,600	352,300	372,700	397,100					
	126		352,700	373,200						
	127		353,200	373,700						
	128		353,600	374,200						
	129		354,000	374,500						
	130		354,400	375,000						
	131		354,800	375,500						
	132		355,200	376,000						
	133		355,400	376,300						
	134		355,900	376,800						
	135		356,300	377,200						
	136		356,600	377,600						
	137		356,900	377,900						
	138		357,300	378,400						
	139		357,800	378,900						
	140		358,300	379,400						
	141		358,600	379,700						
	142		359,100							
	143		359,600							
	144		360,100							
	145		360,400							
再任用 職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第6条関係)

## 教 育 職 給 料 表

## イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	
	41	228,100	283,900	350,500	403,600	
	42	229,800	286,400	352,600	405,000	
	43	231,400	288,700	354,600	406,300	
	44	233,000	291,200	356,700	407,800	
45	234,600	293,400	358,700	409,400		

46	236,000	295,900	360,700	410,700
47	237,300	298,300	362,700	412,200
48	238,600	301,000	364,700	413,800
49	240,100	303,400	366,500	415,500
50	241,600	305,800	368,300	416,900
51	242,800	308,300	370,200	418,500
52	244,300	310,700	372,200	420,000
53	245,600	313,100	374,100	421,700
54	246,800	315,300	375,900	423,200
55	248,200	317,400	377,700	424,800
56	249,400	319,600	379,400	426,400
57	250,700	321,900	380,900	427,900
58	251,800	324,000	382,500	429,400
59	253,000	326,200	384,200	430,600
60	254,200	328,200	385,900	431,800
61	255,500	330,400	387,100	433,000
62	256,900	332,500	388,500	434,300
63	258,300	334,700	389,900	435,600
64	259,500	336,900	391,200	436,800
65	260,900	338,800	392,600	438,000
66	262,400	341,000	393,800	439,200
67	264,000	343,100	395,200	440,400
68	265,700	345,300	396,600	441,600
69	267,200	347,300	397,900	442,800
70	268,600	349,200	399,200	444,000
71	270,000	351,300	400,600	445,200
72	271,500	353,300	401,900	446,400
73	272,600	355,100	403,200	447,500
74	274,000	357,000	404,600	448,100
75	275,400	358,800	406,000	448,600
76	276,700	360,700	407,300	449,100
77	278,100	362,600	408,500	449,600
78	279,300	364,300	409,700	
79	280,500	366,000	411,000	
80	281,700	367,600	412,400	
81	282,900	369,100	413,700	
82	284,100	370,600	414,900	
83	285,300	372,100	415,900	
84	286,500	373,500	417,100	
85	287,700	374,600	418,300	
86	288,800	376,000	419,500	
87	290,000	377,400	420,700	
88	291,200	378,700	421,700	
89	292,400	380,000	422,800	
90	293,500	381,300	423,800	
91	294,700	382,500	424,800	
92	295,900	383,800	425,800	
93	296,700	385,100	426,700	
94	297,700	386,200	427,500	
95	298,800	387,500	428,300	
96	300,000	388,700	429,100	
97	301,000	390,100	429,900	

98	302,100	391,100	430,300
99	303,100	392,200	430,700
100	304,200	393,200	431,100
101	305,100	394,100	431,500
102	306,200	395,100	431,800
103	307,300	396,200	432,100
104	308,300	397,300	432,400
105	308,900	398,000	432,700
106	309,800	398,900	433,000
107	310,600	399,800	433,300
108	311,400	400,700	433,500
109	312,300	401,500	433,700
110	312,700	402,400	
111	313,100	403,200	
112	313,600	404,000	
113	314,200	404,600	
114	314,600	405,300	
115	315,100	406,000	
116	315,600	406,700	
117	316,200	407,300	
118	316,700	407,800	
119	317,100	408,200	
120	317,600	408,600	
121	318,100	409,000	
122	318,500	409,300	
123	319,000	409,600	
124	319,500	409,800	
125	320,100	410,000	
126	320,400	410,300	
127	320,700	410,600	
128	321,000	410,800	
129	321,200	411,000	
130	321,500	411,300	
131	321,800	411,600	
132	322,100	411,800	
133	322,300	412,000	
134	322,500	412,300	
135	322,700	412,600	
136	323,000	412,800	
137	323,300	413,000	
138	323,500	413,300	
139	323,800	413,600	
140	324,100	413,800	
141	324,300	414,000	
142	324,500	414,300	
143	324,800	414,600	
144	325,000	414,800	
145	325,300	415,000	
146	325,500	415,300	
147	325,800	415,600	
148	326,100	415,800	
149	326,300	416,000	

	150	326,500				
	151	326,800				
	152	327,100				
	153	327,300				
再任用職員		232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

備考 (1) この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び実習助手（教育職給料表（三）の適用を受ける者を除く。）並びに中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において、当該高等学校の教科を担当するもの及び養護の業務を行うものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	
	41	227,100	258,200	349,300	372,700	
	42	228,800	260,600	351,100	374,100	
	43	230,400	262,800	352,900	375,500	
	44	232,000	265,000	354,600	377,000	
	45	233,700	267,200	356,400	378,500	
	46	235,200	269,400	358,100	380,100	
	47	236,600	271,600	359,700	381,700	
	48	238,000	273,700	361,300	383,200	

49	239,400	276,000	362,700	384,600
50	240,800	278,000	364,200	386,100
51	242,300	280,000	365,800	387,600
52	243,500	282,000	367,400	389,000
53	244,700	283,900	368,900	390,200
54	246,100	286,400	370,400	391,500
55	247,400	288,700	371,900	392,600
56	248,600	291,200	373,400	393,700
57	249,900	293,400	374,900	395,100
58	251,100	295,900	376,300	396,300
59	252,200	298,300	377,700	397,500
60	253,400	301,000	379,000	398,800
61	254,800	303,400	379,900	400,000
62	256,100	305,800	381,100	401,000
63	257,300	308,300	382,300	402,400
64	258,300	310,700	383,400	403,700
65	259,300	313,100	384,300	404,900
66	260,700	315,300	385,500	406,000
67	262,200	317,400	386,500	407,200
68	263,700	319,600	387,600	408,300
69	265,300	321,900	388,800	409,300
70	266,800	324,000	389,800	410,500
71	268,300	326,200	390,900	411,700
72	269,800	328,200	392,100	412,900
73	271,000	330,400	393,100	413,500
74	272,200	332,500	394,200	414,300
75	273,500	334,700	395,300	415,000
76	274,800	336,900	396,400	415,500
77	276,200	338,700	397,300	415,800
78	277,300	340,600	398,200	416,200
79	278,500	342,500	399,200	416,600
80	279,700	344,300	400,200	417,000
81	281,000	346,100	401,000	417,300
82	281,900	347,900	401,800	417,700
83	283,100	349,600	402,500	418,100
84	284,300	351,400	403,300	418,400
85	285,300	352,800	404,000	418,700
86	286,200	354,400	404,800	419,100
87	287,200	355,900	405,500	419,500
88	288,200	357,400	406,200	419,800
89	289,300	358,800	406,800	420,100
90	290,200	360,100	407,500	420,400
91	291,100	361,500	408,000	420,700
92	292,000	362,900	408,700	420,900
93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	
95	293,900	367,000	409,800	
96	294,700	368,200	410,100	
97	295,500	369,200	410,400	
98	296,300	370,200	410,700	
99	297,100	371,200	411,000	
100	297,800	372,200	411,200	

101	298,700	373,100	411,400
102	299,200	374,100	411,700
103	299,700	375,100	412,000
104	300,200	376,100	412,200
105	300,400	376,900	412,400
106	300,800	377,800	412,700
107	301,100	378,700	413,000
108	301,300	379,700	413,200
109	301,500	380,500	413,400
110	301,700	381,500	
111	302,000	382,500	
112	302,300	383,500	
113	302,500	384,100	
114	302,700	385,000	
115	302,900	385,900	
116	303,200	386,800	
117	303,500	387,600	
118	303,800	388,300	
119	304,100	389,100	
120	304,400	389,900	
121	304,500	390,500	
122	304,700	391,300	
123	305,000	392,000	
124	305,300	392,700	
125	305,500	393,300	
126		394,000	
127		394,500	
128		395,100	
129		395,800	
130		396,400	
131		396,900	
132		397,400	
133		397,700	
134		398,000	
135		398,300	
136		398,600	
137		398,900	
138		399,200	
139		399,500	
140		399,800	
141		400,100	
142		400,400	
143		400,700	
144		401,000	
145		401,200	
146		401,500	
147		401,800	
148		402,000	
149		402,200	
150		402,500	
151		402,800	
152		403,000	

	153		403,200			
	154		403,500			
	155		403,800			
	156		404,000			
	157		404,200			
	158		404,500			
	159		404,800			
	160		405,000			
	161		405,200			
再任用職員		224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

備考 (1) この表は、中学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）のうち人事委員会規則で定めるもの並びに中等教育学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第6条関係)

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300	

46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	
89		481,200	539,900	
90		481,800		
91		482,400		
92		482,800		
93		483,300		
94		483,900		
95		484,500		
96		485,100		
97		485,600		

再任用職員	295,000	337,400	391,800	464,800
-------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円							
再任用 職員以 外の職 員	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900	436,000
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600	438,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200	441,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900	443,700
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300	446,100
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000	448,600
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600	451,100
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300	453,600
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400	456,000
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700	458,400
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900	461,000
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	463,400
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200	465,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200	467,400
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200	468,700
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300	470,000
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100	471,200
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100	472,500
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000	473,800
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100	475,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900	476,300
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500	477,700
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100	479,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600	480,300
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100	481,700
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400	483,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700	484,400
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000	485,800
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300	487,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500	488,300
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700	489,400
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800	490,500
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000	491,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200	492,500
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400	493,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600	494,300
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900	495,300
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700	
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100	
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800	
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300	
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700	
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100	
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500	
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900	
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300	
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700	
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000	

49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	313,700	335,300	376,700		
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
86		288,300	324,200	345,100			
87		288,500	324,400	345,400			
88		288,700	324,800	345,700			
89		289,100	325,200	346,100			
90		289,300	325,600	346,400			
91		289,500	326,000	346,800			
92		289,700	326,400	347,100			
93		290,100	326,700	347,500			
94		290,300	326,900	347,800			
95		290,500	327,300	348,100			
96		290,800	327,600	348,400			
97		291,200	327,800	348,700			
98		291,500	328,100	349,100			
99		291,700	328,400	349,500			
100		292,000	328,700	349,900			

	101		292,300	328,900	350,400				
	102		292,500	329,200	350,800				
	103		292,700	329,600	351,200				
	104		293,000	329,800	351,600				
	105		293,300	329,900	352,100				
	106			330,200					
	107			330,600					
	108			330,800					
	109			331,000					
	110			331,400					
	111			331,800					
	112			332,200					
	113			332,400					
再任用 職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800	425,300

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、マッサージ師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
再任用職員 以外の職員	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700

49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800		
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500		
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100		
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800		
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800		
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400		
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900		
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200		
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500		
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000		
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400		
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700		
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000		
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500		
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000		
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400		
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700		
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100		
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600		
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000		
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400		
94	280,400	313,800	347,200	365,200			
95	281,300	314,500	347,900	365,600			
96	282,300	315,100	348,500	365,900			
97	283,200	315,800	348,900	366,500			
98	284,000	316,100	349,300	367,000			
99	284,600	316,700	349,800	367,500			
100	285,500	317,400	350,200	368,000			

101	286,300	317,800	350,700	368,600
102	287,100	318,400	351,100	369,100
103	287,900	319,000	351,600	369,600
104	288,700	319,600	352,000	370,000
105	289,400	320,000	352,300	370,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100
107	290,400	321,000	353,200	371,600
108	290,900	321,500	353,500	372,100
109	291,100	321,900	354,000	372,700
110	291,400	322,300	354,500	373,100
111	291,600	322,600	355,000	373,600
112	292,000	322,900	355,500	374,100
113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	
125	296,100	326,800	361,400	
126	296,300	327,100		
127	296,600	327,500		
128	297,000	327,700		
129	297,200	327,800		
130	297,500	328,100		
131	297,900	328,500		
132	298,300	328,700		
133	298,500	329,000		
134	298,800	329,400		
135	299,200	329,800		
136	299,500	330,200		
137	299,700	330,500		
138	300,000	330,900		
139	300,400	331,300		
140	300,700	331,700		
141	300,900	332,000		
142	301,300	332,400		
143	301,700	332,700		
144	302,000	333,100		
145	302,100	333,400		
146	302,400	333,800		
147	302,700	334,200		
148	303,100	334,600		
149	303,300	334,900		
150	303,500	335,300		
151	303,800	335,700		
152	304,100	336,100		

	153	304,500	336,400					
	154	304,700						
	155	304,900						
	156	305,200						
	157	305,500						
	158	305,800						
	159	306,100						
	160	306,400						
	161	306,800						
	162	307,100						
	163	307,400						
	164	307,700						
	165	308,100						
	166	308,400						
	167	308,700						
	168	309,000						
	169	309,400						
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第6条関係)

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400	

46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
74	260,200	317,400	387,400		
75	261,600	318,500	388,000		
76	262,900	319,600	388,700		
77	264,000	320,700	389,400		
78	265,200	321,700	390,000		
79	266,500	322,600	390,600		
80	267,700	323,500	391,200		
81	269,100	324,600	391,800		
82	270,400	325,400	392,400		
83	271,700	326,100	393,000		
84	272,900	326,900	393,600		
85	274,100	327,400	394,100		
86	275,200	327,900	394,600		
87	276,500	328,400	395,100		
88	277,700	328,900	395,800		
89	278,700	329,200	396,200		
90	279,900	329,700			
91	281,100	330,200			
92	282,300	330,700			
93	283,300	331,000			
94	284,300	331,400			
95	285,300	331,900			
96	286,300	332,400			
97	286,900	332,900			

	98	287,800	333,400			
	99	288,500	333,900			
	100	289,400	334,400			
	101	290,300	334,900			
	102	291,000	335,400			
	103	291,700	335,900			
	104	292,400	336,400			
	105	293,100	336,900			
	106	293,600	337,300			
	107	294,100	337,800			
	108	294,600	338,200			
	109	294,800	338,700			
	110	295,200	339,100			
	111	295,500	339,600			
	112	295,800	340,000			
	113	296,100	340,500			
	114	296,400	340,900			
	115	296,700	341,400			
	116	297,000	341,800			
	117	297,300	342,300			
	118	297,700	342,700			
	119	298,000	343,100			
	120	298,400	343,500			
	121	298,700	343,900			
再任用職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第6条関係)

福 祉 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	153,400	203,600	249,600	271,000	317,000	361,300
	2	154,600	205,400	251,200	272,800	319,200	363,900
	3	155,800	207,200	252,600	274,500	321,500	366,400
	4	157,000	208,900	254,200	276,000	323,700	369,000
	5	158,000	210,600	255,500	277,800	326,000	371,100
	6	159,500	212,400	256,800	279,900	328,000	373,600
	7	160,900	214,200	258,200	282,100	330,200	375,900
	8	162,300	215,900	259,700	284,400	332,400	378,400
	9	163,600	217,800	260,900	286,500	334,500	380,900
	10	165,000	219,300	262,400	288,600	336,700	383,600
	11	166,400	220,800	263,800	290,800	338,800	386,200
	12	167,900	222,200	264,900	293,000	341,000	388,900
	13	169,400	223,700	266,200	295,000	343,000	391,300
	14	170,900	225,300	268,000	297,300	345,000	393,600
	15	172,400	226,900	269,700	299,500	347,100	395,800
	16	173,800	228,500	271,500	301,800	349,100	398,200
	17	175,400	229,900	273,200	303,900	351,000	400,000
	18	177,200	231,500	275,100	306,200	353,000	402,000
	19	178,900	233,000	276,900	308,400	354,800	403,900
	20	180,600	234,500	278,700	310,700	356,700	405,700
	21	182,200	235,700	280,300	312,900	358,700	407,600
	22	183,900	237,200	282,100	315,000	360,600	409,400
	23	185,600	238,500	283,700	317,200	362,600	411,200
	24	187,300	240,000	285,500	319,300	364,500	413,100
	25	188,900	241,500	287,400	321,400	366,500	414,900
	26	190,700	243,200	289,100	323,400	368,400	416,400
	27	192,500	244,700	290,900	325,500	370,400	417,900
	28	194,200	246,400	292,700	327,500	372,400	419,500
	29	196,000	247,800	294,300	329,500	373,900	421,100
	30	197,500	249,100	296,000	331,600	375,700	422,400
	31	199,000	250,500	297,700	333,600	377,500	423,700
	32	200,400	252,000	299,300	335,700	379,100	424,900
	33	201,900	253,300	300,900	337,500	380,900	426,100
	34	203,200	254,600	302,500	339,400	382,300	427,400
	35	204,500	256,000	304,000	341,300	383,800	428,700
	36	205,700	257,200	305,600	343,200	385,400	429,900
	37	207,000	258,600	307,300	344,700	386,800	431,100
	38	208,400	260,300	308,800	346,600	388,000	431,900
	39	209,800	261,900	310,400	348,500	389,200	432,700
	40	211,200	263,500	312,000	350,300	390,300	433,500
	41	212,200	265,000	313,400	352,200	391,400	434,100
	42	213,400	266,600	315,000	354,000	392,600	434,800
	43	214,500	268,200	316,500	355,800	393,800	435,500
	44	215,700	269,800	318,000	357,500	394,900	436,200
45	216,600	271,500	319,300	359,300	395,600	437,000	

46	217,700	273,100	320,500	360,700	396,300	437,800
47	218,700	274,100	321,700	362,200	397,000	438,200
48	219,700	276,400	322,900	363,600	397,700	438,900
49	220,600	277,900	323,900	364,600	398,300	439,400
50	221,700	279,500	324,900	365,700	398,900	439,800
51	222,800	281,100	325,800	366,800	399,400	440,200
52	223,600	282,600	326,800	367,900	399,800	440,600
53	224,300	284,300	327,700	368,800	400,200	441,000
54	225,400	285,800	328,400	369,400	400,500	441,400
55	226,100	287,200	329,200	370,200	400,800	441,800
56	227,100	288,700	330,000	371,000	401,100	442,100
57	228,000	290,200	330,600	371,800	401,400	442,400
58	228,900	291,600	331,100	372,600	401,700	442,800
59	229,700	293,100	331,700	373,400	402,000	443,100
60	230,600	294,600	332,200	374,200	402,300	443,400
61	231,600	295,900	332,700	375,100	402,600	443,700
62	232,600	297,400	332,900	375,800	402,900	
63	233,500	298,800	333,500	376,500	403,200	
64	234,400	300,300	334,100	377,200	403,500	
65	235,300	301,500	334,400	377,500	403,800	
66	236,300	302,800	334,900	378,100	404,100	
67	237,500	303,900	335,400	378,700	404,400	
68	238,700	305,200	335,900	379,400	404,700	
69	239,700	306,200	336,400	379,800	404,900	
70	240,800	307,300	336,900	380,500	405,200	
71	241,900	308,500	337,300	381,100	405,500	
72	242,900	309,700	337,800	381,700	405,800	
73	243,700	311,000	338,000	382,100	406,000	
74	244,800	311,700	338,500	382,700	406,300	
75	245,900	312,400	339,000	383,300	406,600	
76	247,000	313,000	339,500	383,900	406,800	
77	247,900	313,800	339,800	384,300	407,000	
78	248,900	314,500	340,200	384,800		
79	249,900	315,200	340,700	385,300		
80	250,900	315,900	341,100	385,900		
81	251,900	316,200	341,300	386,400		
82	252,600	316,500	341,600	386,800		
83	253,600	317,100	342,100	387,200		
84	254,600	317,400	342,500	387,600		
85	255,400	317,800	342,800	387,800		
86	256,200	318,100	343,100	388,000		
87	257,100	318,500	343,600	388,300		
88	258,000	318,800	344,000	388,600		
89	258,700	319,300	344,300	388,800		
90	259,500	319,700	344,700	389,100		
91	260,300	320,000	345,100	389,400		
92	261,100	320,300	345,300	389,600		
93	261,800	320,800		389,800		
94	262,500	321,200	345,600			
95	263,000	321,400				
96	263,700	321,800				
97	264,400	322,200				

98	265,100	322,600
99	265,800	323,000
100	266,500	323,400
101	267,000	323,600
102	267,500	323,900
103	267,900	324,200
104	268,400	324,500
105	268,500	324,900
106	268,800	325,100
107	269,100	325,400
108	269,400	325,800
109	269,800	326,200
110	270,100	326,500
111	270,500	326,900
112	270,800	327,200
113	271,100	327,500
114	271,400	327,900
115	271,700	328,200
116	272,100	328,400
117	272,400	328,500
118	272,700	328,900
119	273,100	329,300
120	273,500	329,700
121	273,700	329,900
122	273,900	
123	274,300	
124	274,600	
125	274,800	
126	275,100	
127	275,500	
128	275,900	
129	276,100	
130	276,500	
131	276,900	
132	277,200	
133	277,400	
134	277,700	
135	278,100	
136	278,400	
137	278,600	
138	278,900	
139	279,200	
140	279,500	
141	279,700	
142	279,900	
143	280,100	
144	280,400	
145	280,800	
146	281,000	
147	281,300	
148	281,600	
149	281,900	

	150	282,100					
	151	282,400					
	152	282,600					
	153	282,900					
再任用職員		200,300	239,800	254,100	287,200	313,900	355,600

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育又は介護の業務等に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第3条** 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（勤勉手当）</p> <p><b>第26条</b> （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の80</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5</u>）を乗じて</p>	<p style="text-align: center;">（勤勉手当）</p> <p><b>第26条</b> （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た</p>

<p>得た額の総額 3～5 (略)</p> <p>(給与からの控除)</p> <p><b>第38条の3</b> 次に掲げる<u>ものの額に相当する額は</u>、職員に支給すべき給与から控除することができる。</p> <p>(1) <u>一般財団法人新潟県職員互助会(昭和47年4月1日に財団法人新潟県職員互助会という名称で設立された法人をいう。)</u>、<u>一般財団法人新潟県教職員互助会(昭和46年10月1日に財団法人新潟県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。)</u>及び<u>一般財団法人新潟県警察職員互助会(昭和48年5月1日に財団法人新潟県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。)</u>の掛金及び貸付返済金並びにこれらの団体が取り扱う保険の保険料</p> <p>(2) <u>宿舍の貸付料及び駐車場の使用料</u></p> <p>(3) <u>新潟県職員生活協同組合、新潟県学校生活協同組合及び警察職員生活協同組合の出資金、物品購入代金及び共済の共済掛金並びにこれらの団体が取り扱う保険の保険料</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、職員の職務に関連があり、又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が別に定めるもの</u></p>	<p>額の総額 3～5 (略)</p> <p>(互助会掛金等の控除)</p> <p><b>第38条の3</b> 次の各号に掲げる<u>掛金等は</u>、職員に支給すべき給与から控除することができる。</p> <p>(1) <u>新潟県職員互助会の掛金及び貸付金の返済金</u></p> <p>(2) <u>新潟県教職員互助会の掛金及び貸付金の償還金</u></p> <p>(3) <u>新潟県警察職員互助会の掛金及び貸付金の返金</u></p>
--	--

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

**第4条** 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引か

れた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第27条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第27条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>

第5条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 から別表第3 までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## 教育職給料表

## イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	
	41	228,100	283,900	350,500	403,600	
	42	229,800	286,400	352,600	405,000	
	43	231,400	288,700	354,600	406,300	
44	233,000	291,200	356,700	407,800		

45	234,600	293,400	358,700	409,400
46	236,000	295,900	360,700	410,700
47	237,300	298,300	362,700	412,200
48	238,600	301,000	364,700	413,800
49	240,100	303,400	366,500	415,500
50	241,600	305,800	368,300	416,900
51	242,800	308,300	370,200	418,500
52	244,300	310,700	372,200	420,000
53	245,600	313,100	374,100	421,700
54	246,800	315,300	375,900	423,200
55	248,200	317,400	377,700	424,800
56	249,400	319,600	379,400	426,400
57	250,700	321,900	380,900	427,900
58	251,800	324,000	382,500	429,400
59	253,000	326,200	384,200	430,600
60	254,200	328,200	385,900	431,800
61	255,500	330,400	387,100	433,000
62	256,900	332,500	388,500	434,300
63	258,300	334,700	389,900	435,600
64	259,500	336,900	391,200	436,800
65	260,900	338,800	392,600	438,000
66	262,400	341,000	393,800	439,200
67	264,000	343,100	395,200	440,400
68	265,700	345,300	396,600	441,600
69	267,200	347,300	397,900	442,800
70	268,600	349,200	399,200	444,000
71	270,000	351,300	400,600	445,200
72	271,500	353,300	401,900	446,400
73	272,600	355,100	403,200	447,500
74	274,000	357,000	404,600	448,100
75	275,400	358,800	406,000	448,600
76	276,700	360,700	407,300	449,100
77	278,100	362,600	408,500	449,600
78	279,300	364,300	409,700	
79	280,500	366,000	411,000	
80	281,700	367,600	412,400	
81	282,900	369,100	413,700	
82	284,100	370,600	414,900	
83	285,300	372,100	415,900	
84	286,500	373,500	417,100	
85	287,700	374,600	418,300	
86	288,800	376,000	419,500	
87	290,000	377,400	420,700	
88	291,200	378,700	421,700	
89	292,400	380,000	422,800	
90	293,500	381,300	423,800	
91	294,700	382,500	424,800	
92	295,900	383,800	425,800	
93	296,700	385,100	426,700	
94	297,700	386,200	427,500	
95	298,800	387,500	428,300	
96	300,000	388,700	429,100	

97	301,000	390,100	429,900
98	302,100	391,100	430,300
99	303,100	392,200	430,700
100	304,200	393,200	431,100
101	305,100	394,100	431,500
102	306,200	395,100	431,800
103	307,300	396,200	432,100
104	308,300	397,300	432,400
105	308,900	398,000	432,700
106	309,800	398,900	433,000
107	310,600	399,800	433,300
108	311,400	400,700	433,500
109	312,300	401,500	433,700
110	312,700	402,400	
111	313,100	403,200	
112	313,600	404,000	
113	314,200	404,600	
114	314,600	405,300	
115	315,100	406,000	
116	315,600	406,700	
117	316,200	407,300	
118	316,700	407,800	
119	317,100	408,200	
120	317,600	408,600	
121	318,100	409,000	
122	318,500	409,300	
123	319,000	409,600	
124	319,500	409,800	
125	320,100	410,000	
126	320,400	410,300	
127	320,700	410,600	
128	321,000	410,800	
129	321,200	411,000	
130	321,500	411,300	
131	321,800	411,600	
132	322,100	411,800	
133	322,300	412,000	
134	322,500	412,300	
135	322,700	412,600	
136	323,000	412,800	
137	323,300	413,000	
138	323,500	413,300	
139	323,800	413,600	
140	324,100	413,800	
141	324,300	414,000	
142	324,500	414,300	
143	324,800	414,600	
144	325,000	414,800	
145	325,300	415,000	
146	325,500	415,300	
147	325,800	415,600	
148	326,100	415,800	

	149	326,300	416,000			
	150	326,500				
	151	326,800				
	152	327,100				
	153	327,300				
再任用職員		232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

- 備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに同法第2条に規定する高等学校に勤務する教育職員（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	
	41	227,100	258,200	349,300	372,700	
	42	228,800	260,600	351,100	374,100	
	43	230,400	262,800	352,900	375,500	
	44	232,000	265,000	354,600	377,000	
	45	233,700	267,200	356,400	378,500	
	46	235,200	269,400	358,100	380,100	
	47	236,600	271,600	359,700	381,700	
	48	238,000	273,700	361,300	383,200	

49	239,400	276,000	362,700	384,600
50	240,800	278,000	364,200	386,100
51	242,300	280,000	365,800	387,600
52	243,500	282,000	367,400	389,000
53	244,700	283,900	368,900	390,200
54	246,100	286,400	370,400	391,500
55	247,400	288,700	371,900	392,600
56	248,600	291,200	373,400	393,700
57	249,900	293,400	374,900	395,100
58	251,100	295,900	376,300	396,300
59	252,200	298,300	377,700	397,500
60	253,400	301,000	379,000	398,800
61	254,800	303,400	379,900	400,000
62	256,100	305,800	381,100	401,000
63	257,300	308,300	382,300	402,400
64	258,300	310,700	383,400	403,700
65	259,300	313,100	384,300	404,900
66	260,700	315,300	385,500	406,000
67	262,200	317,400	386,500	407,200
68	263,700	319,600	387,600	408,300
69	265,300	321,900	388,800	409,300
70	266,800	324,000	389,800	410,500
71	268,300	326,200	390,900	411,700
72	269,800	328,200	392,100	412,900
73	271,000	330,400	393,100	413,500
74	272,200	332,500	394,200	414,300
75	273,500	334,700	395,300	415,000
76	274,800	336,900	396,400	415,500
77	276,200	338,700	397,300	415,800
78	277,300	340,600	398,200	416,200
79	278,500	342,500	399,200	416,600
80	279,700	344,300	400,200	417,000
81	281,000	346,100	401,000	417,300
82	281,900	347,900	401,800	417,700
83	283,100	349,600	402,500	418,100
84	284,300	351,400	403,300	418,400
85	285,300	352,800	404,000	418,700
86	286,200	354,400	404,800	419,100
87	287,200	355,900	405,500	419,500
88	288,200	357,400	406,200	419,800
89	289,300	358,800	406,800	420,100
90	290,200	360,100	407,500	420,400
91	291,100	361,500	408,000	420,700
92	292,000	362,900	408,700	420,900
93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	
95	293,900	367,000	409,800	
96	294,700	368,200	410,100	
97	295,500	369,200	410,400	
98	296,300	370,200	410,700	
99	297,100	371,200	411,000	
100	297,800	372,200	411,200	

101	298,700	373,100	411,400
102	299,200	374,100	411,700
103	299,700	375,100	412,000
104	300,200	376,100	412,200
105	300,400	376,900	412,400
106	300,800	377,800	412,700
107	301,100	378,700	413,000
108	301,300	379,700	413,200
109	301,500	380,500	413,400
110	301,700	381,500	
111	302,000	382,500	
112	302,300	383,500	
113	302,500	384,100	
114	302,700	385,000	
115	302,900	385,900	
116	303,200	386,800	
117	303,500	387,600	
118	303,800	388,300	
119	304,100	389,100	
120	304,400	389,900	
121	304,500	390,500	
122	304,700	391,300	
123	305,000	392,000	
124	305,300	392,700	
125	305,500	393,300	
126		394,000	
127		394,500	
128		395,100	
129		395,800	
130		396,400	
131		396,900	
132		397,400	
133		397,700	
134		398,000	
135		398,300	
136		398,600	
137		398,900	
138		399,200	
139		399,500	
140		399,800	
141		400,100	
142		400,400	
143		400,700	
144		401,000	
145		401,200	
146		401,500	
147		401,800	
148		402,000	
149		402,200	
150		402,500	
151		402,800	
152		403,000	

	153		403,200			
	154		403,500			
	155		403,800			
	156		404,000			
	157		404,200			
	158		404,500			
	159		404,800			
	160		405,000			
	161		405,200			
再任用職員		224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

- 備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校及び中学校に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	

46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200
86		288,300	324,200	345,100	
87		288,500	324,400	345,400	
88		288,700	324,800	345,700	
89		289,100	325,200	346,100	
90		289,300	325,600	346,400	
91		289,500	326,000	346,800	
92		289,700	326,400	347,100	
93		290,100	326,700	347,500	
94		290,300	326,900	347,800	
95		290,500	327,300	348,100	
96		290,800	327,600	348,400	
97		291,200	327,800	348,700	

	98		291,500	328,100	349,100	
	99		291,700	328,400	349,500	
	100		292,000	328,700	349,900	
	101		292,300	328,900	350,400	
	102		292,500	329,200	350,800	
	103		292,700	329,600	351,200	
	104		293,000	329,800	351,600	
	105		293,300	329,900	352,100	
	106			330,200		
	107			330,600		
	108			330,800		
	109			331,000		
	110			331,400		
	111			331,800		
	112			332,200		
	113			332,400		
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第5条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,500	392,600
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	

46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			

	98		294,900	342,900			
	99		295,300	343,300			
	100		295,700	343,600			
	101		295,900	343,900			
	102		296,200	344,300			
	103		296,600	344,700			
	104		296,900	345,100			
	105		297,100	345,600			
	106		297,400	346,000			
	107		297,800	346,400			
	108		298,100	346,800			
	109		298,300	347,300			
	110		298,700	347,700			
	111		299,100	348,000			
	112		299,400	348,300			
	113		299,500	348,800			
	114		299,800				
	115		300,100				
	116		300,500				
	117		300,700				
	118		300,900				
	119		301,200				
	120		301,500				
	121		301,900				
	122		302,100				
	123		302,400				
	124		302,700				
	125		303,000				
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900

備考 この表は、事務職員に適用する。

第6条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（勤勉手当）</p> <p><b>第27条</b> （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基</p>	<p style="text-align: center;">（勤勉手当）</p> <p><b>第27条</b> （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基</p>

準日現在において受けるべき給料の月額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3 (略)

(給与からの控除)

**第40条の3** 次に掲げるものの額に相当する額は、職員に支給すべき給与から控除することができる。

- (1) 一般財団法人新潟県職員互助会（昭和47年4月1日に財団法人新潟県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）、一般財団法人新潟県教職員互助会（昭和46年10月1日に財団法人新潟県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。）及び一般財団法人新潟県警察職員互助会（昭和48年5月1日に財団法人新潟県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。）の掛金及び貸付返済金並びにこれらの団体が取り扱う保険の保険料
- (2) 宿舍の貸付料及び駐車場の使用料
- (3) 新潟県職員生活協同組合、新潟県学校生活協同組合及び警察職員生活協同組合の出資金、物品購入代金及び共済の共済掛金並びにこれらの団体が取り扱う保険の保険料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の職務に関連があり、又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が別に定めるもの

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

**第7条** 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

準日現在において受けるべき給料の月額に100分の40を乗じて得た額の総額

3 (略)

(互助会掛金等の控除)

**第40条の3** 新潟県教職員互助会の掛金及び貸付金の償還金は、職員に支給すべき給与から控除することができる。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(爆発物処理等作業手当)		(爆発物処理等作業手当)	
<b>第39条</b> (略)		<b>第39条</b> (略)	
2 前項の手当の額は、次のとおりとする。		2 前項の手当の額は、次のとおりとする。	
作業の区分	手当の額	作業の区分	手当の額
前項第1号から第5号までに掲げる作業	作業に従事した日1日当たり容疑物件1件につき <u>5,200円</u>	前項第1号から第5号までに掲げる作業	作業に従事した日1日当たり容疑物件1件につき <u>4,600円</u>
(略)		(略)	

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第8条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年新潟県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
<b>第5条</b> 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。		<b>第5条</b> 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	円 <u>393,000</u>	1	円 <u>392,000</u>

2	<u>453,000</u>
3	<u>515,000</u>
4	<u>595,000</u>
5	<u>692,000</u>
6	<u>790,000</u>

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	<u>327,000</u>
2	<u>363,000</u>
3	<u>391,000</u>

3～6 (略)

(一般職員給与条例の適用除外等)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職

2	<u>452,000</u>
3	<u>514,000</u>
4	<u>594,000</u>
5	<u>691,000</u>
6	<u>789,000</u>

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	<u>326,000</u>
2	<u>362,000</u>
3	<u>390,000</u>

3～6 (略)

(一般職員給与条例の適用除外等)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職

員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。

員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

第9条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般職員給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第6条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p>（一般職員給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第6条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

**第10条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
<b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		<b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号 給	給 料 月 額	号 給	給 料 月 額
	円		円
1	<u>371,000</u>	1	<u>370,000</u>
2	<u>419,000</u>	2	<u>418,000</u>
3	<u>471,000</u>	3	<u>470,000</u>
4	<u>532,000</u>	4	<u>531,000</u>
5	<u>607,000</u>	5	<u>606,000</u>
6	<u>709,000</u>	6	<u>708,000</u>
7	<u>829,000</u>	7	<u>828,000</u>
2～5	(略)	2～5	(略)
(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)		(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)	
<b>第8条</b> (略)		<b>第8条</b> (略)	
2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第		2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第	

25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。

25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

**第11条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)	(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)
<b>第8条</b> (略)	<b>第8条</b> (略)
2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第	2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第

25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第6条、第7条、第9条及び第11条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第24条の5の規定、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定、第8条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の規定及び第10条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条の規定 平成27年4月1日

(2) 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第26条の規定、第4条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定、第8条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条の規定及び第10条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条の規定 平成27年12月1日

(任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の内払)

3 平成27年4月1日(以下この項において「切替日」という。)の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、第10条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第1号)第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表8号俸の額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(給与の内払)

4 第1条及び第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の一般職員給与条例」という。)、第4条及び第5条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。)、第8条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下この項において「改正後の任期付研究員条例」という。)又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年新潟県条例第84号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)、第4条及び第5条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)、第8条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。))又は第10条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。))は、それぞれ改正後の一般職員給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)、改正後の市町村立学校職員給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)、改正後の任期付研究員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項ま

での規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。



## 新潟県条例第 8 号

## 新潟県行政不服審査法施行条例

## 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 審査請求及び再審査請求 (第 3 条―第 5 条)
- 第 3 章 新潟県行政不服審査会 (第 6 条―第 15 条)
- 第 4 章 雑則 (第 16 条・第 17 条)

## 附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

## 第 2 章 審査請求及び再審査請求

(審理員の守秘義務)

第 3 条 審理員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第34条第 1 項の規定の適用を受ける者を除く。)は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(提出書類等の交付手数料)

第 4 条 法第38条第 6 項 (法第66条第 1 項及び他の法令において準用する場合を含む。)において読み替えて適用する法第38条第 4 項 (法第66条第 1 項及び他の法令において準用する場合を含む。)の規定により納付しなければならない手数料 (以下この章において「手数料」という。)の額は、用紙 1 枚につき10円 (カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円) とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。

- 2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
- 3 既に納めた手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第 5 条 審理員 (法令の規定により手数料を減額し、又は免除することができることとされている者)にあっては、その者。次項において同じ。)は、法第38条第 1 項 (法第66条第 1 項において読み替えて準用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第38条第 1 項の規定による交付の求め 1 件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第38条第 1 項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第11条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

## 第 3 章 新潟県行政不服審査会

(附属機関の名称)

第 6 条 法第81条第 1 項に規定する附属機関の名称は、新潟県行政不服審査会 (以下「審査会」という。)とする。

(委員)

第 7 条 審査会は、委員 9 人以内で組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

**第8条** 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

**第9条** 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第7条第6項及び第7項の規定は、専門委員について準用する。

(合議体)

**第10条** 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(会議の非公開)

**第11条** 審査会の会議は、これを公開しない。ただし、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合において、出席した委員の過半数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開することができる。

(庶務)

**第12条** 審査会の庶務は、総務管理部において行う。

(提出資料の交付手数料)

**第13条** 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この章において「手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。

3 既に納めた手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

**第14条** 審査会は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(規則への委任)

**第15条** この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 雑則

(委任)

**第16条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、審査庁となるべき行政庁が定める。

(罰則)

**第17条** 第3条又は第7条第6項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 新潟県条例第9号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第25条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号) <u>第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>第25条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) <u>第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～8 (略)</p>

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第26条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号) <u>第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>第26条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) <u>第14条第1項</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～8 (略)</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号) <u>第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) <u>第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 (略)</p>

(新潟県文化財保護条例の一部改正)

第4条 新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>審査請求</u>の手続における意見の聴取)</p> <p><b>第39条</b> 第13条第1項又は第35条第1項の規定による処分についての<u>審査請求</u>があつたときは、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、教育委員会は、当該審査請求がされた日(同法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から30日以内に、審査請求人及び参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</u>又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに<u>審査請求人及び参加人</u>に通告しなければならない。</p> <p><u>3 第1項の意見の聴取については、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第2項から第5項までの規定を準用する。</u></p>	<p>(<u>異議申立て</u>の手続における意見の聴取)</p> <p><b>第39条</b> 第13条第1項又は第35条第1項の規定による処分についての<u>異議申立て</u>があつたときは、当該<u>異議申立て</u>を却下する場合を除き、教育委員会は、<u>異議申立て</u>を受理した日から30日以内に、<u>異議申立人及び参加人</u>又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに<u>異議申立人及び参加人</u>に通告しなければならない。</p>

(新潟県行政手続条例の一部改正)

**第5条** 新潟県行政手続条例(平成7年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 審査請求、<u>再調査の請求</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法(平成5年法律第88号)第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった者</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法(平成5年法律第88号)第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第6条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係） (1)～(8) (略) (9) 土木部関係		別表（第2条関係） (1)～(8) (略) (9) 土木部関係	
事	務	事	務
(略)		(略)	
9の5 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）第127条の2第1項に規定する審査請求の裁決（土地区画整理組合がした処分に係るものに限る。）（法第2条第4項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)	9の5 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）第127条の2第1項に規定する <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく</u> 審査請求の裁決（土地区画整理組合がした処分に係るものに限る。）（法第2条第4項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)
(略)		(略)	

(新潟県情報公開条例の一部改正)

第7条 新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 (略) 第3章 <u>審査請求等</u> （第16条の2－第24条） 第4章・第5章 (略) 附則  <b>第3章 <u>審査請求等</u></b>  ( <u>審査請求</u> )  <b>第16条の2</b> 県が設立した地方独立行政法人又は公社が行った公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服があるものは、当該県が設立した地方独立行政法人又は当該公社に対し、 <u>審査請求</u> をすることができる。	目次 第1章・第2章 (略) 第3章 <u>不服申立て等</u> （第16条の2－第24条） 第4章・第5章 (略) 附則  <b>第3章 <u>不服申立て等</u></b>  ( <u>県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する異議申立て</u> )  <b>第16条の2</b> 県が設立した地方独立行政法人又は公社が行った公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服があるものは、当該県が設立した地方独立行政法人又は当該公社に対し、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て</u> をすることができる。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新潟県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 諮問実施機関は、提出書類等（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書若しくは同条第2項の意見書又は同法第32条第1項若しくは第2項若しくは同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第33条の規定により提出された書類その他の物件をいう。）が提出された場合には当該提出書類等の写し等（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を新潟県情報公開審査会に送付しなければならない。

5 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(不服申立てがあった場合の手続)

第17条 公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新潟県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会の調査権限)

第20条 (略)

2・3 (略)

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第21条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

4 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

5 審査会は、第3項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る行政文書を公開する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会の調査権限)

第20条 (略)

2・3 (略)

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第21条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 審査会は、不服申立人等から、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写し等の交付を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 審査会は、第4項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第23条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

附 則

1～3 (略)

4 旧条例第7条第1項(前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の決定又は旧条例第2条第2項に規定する公文書の公開の請求に係る不作為について審査請求がされた場合(施行日前にされている場合を含む。)は、新条例第16条の2第2項、第17条及び第19条から第24条までの規定を適用する。この場合において、新条例第16条の2第2項中「公開決定等又は公開請求に係る不作為」とあるのは「この条例による改正前の新潟県情報公開条例(平成7年新潟県条例第1号。以下「旧条例」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)の公開の請求があった場合における当該請求に係る公文書を公開するかどうかの決定(以下「公開決定等」という。)又は当該請求に係る不作為(以下「公開請求に係る不作為」という。)」と、新条例第17条第1項中「実施機関」とあるのは「実施機関(旧条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。)」と、同項第2号中「行政文書」とあるのは「公文書」と、同条第3項第2号中「公開請求者(公開請求者」とあるのは「旧条例第7条第2項に規定する請求者(当該請求者」と、同項第3号中「行政文書」とあるのは「公文書」と、新条例第19条第1項中「第17条第1項」とあるのは「旧条例第13条第1項」と、新条例第20条第1項及び第3項中「行政文書」とあるのは「公文書」とする。

5～9 (略)

(答申書の送付等)

第23条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

附 則

1～3 (略)

4 旧条例第7条第1項(前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の決定について行政不服審査法による不服申立てがされた場合(施行日前にされている場合を含む。)は、新条例第17条及び第19条から第24条までの規定を適用する。この場合において、新条例第17条第1項中「公開決定等」とあるのは「この条例による改正前の新潟県情報公開条例(平成7年新潟県条例第1号。以下「旧条例」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)の公開の請求があった場合における当該請求に係る公文書を公開するかどうかの決定(以下「公開決定等」という。)」と、「実施機関」とあるのは「実施機関(旧条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。)」と、同項第2号中「行政文書」とあるのは「公文書」と、同条第2項第2号中「公開請求者(公開請求者」とあるのは「旧条例第7条第2項に規定する請求者(当該請求者」と、新条例第19条第1項中「第17条第1項」とあるのは「旧条例第13条第1項」と、新条例第20条第1項及び第3項中「行政文書」とあるのは「公文書」とする。

5～9 (略)

(新潟県個人情報保護条例の一部改正)

第8条 新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 <u>審査請求</u> (第36条の2－第38条)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 <u>審査請求</u></b></p> <p>(<u>審査請求</u>)</p> <p><b>第36条の2</b> 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるものは、当該県が設立した地方独立行政法人に対し、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p><u>2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(<u>審査請求があった場合の手続</u>)</p> <p><b>第37条</b> 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、<u>審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) 裁決で、<u>審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>(3) 裁決で、<u>審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</u></p> <p>(4) 裁決で、<u>審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</u></p> <p><u>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u> (第36条の2－第38条)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 <u>不服申立て</u></b></p> <p>(<u>県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て</u>)</p> <p><b>第36条の2</b> 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるものは、当該県が設立した地方独立行政法人に対し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>(<u>不服申立てがあった場合の手続</u>)</p> <p><b>第37条</b> 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、<u>行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) 裁決又は決定で、<u>不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>(3) 裁決又は決定で、<u>不服申立てに係る訂正決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</u></p> <p>(4) 裁決又は決定で、<u>不服申立てに係る利用停止決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</u></p>

い。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 諮問実施機関は、提出書類等(行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書若しくは同条第2項の意見書又は同法第32条第1項若しくは第2項若しくは同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第33条の規定により提出された書類その他の物件をいう。)が提出された場合には当該提出書類等の写し等(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を審査会に送付しなければならない。

5 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第38条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

3 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第38条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

<p>(意見の陳述等)</p> <p><b>第46条</b> 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申出があつたときは、当該<u>審査請求人等</u>に、口頭で意見を述べる機会を<u>与えなければならない</u>。ただし、<u>審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない</u>。</p> <p>2 <u>審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる</u>。ただし、<u>審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない</u>。</p> <p>3 審査会は、<u>前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする</u>。ただし、<u>第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない</u>。</p> <p>4 <u>審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）をを求めることができる</u>。この場合において、<u>審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない</u>。</p> <p>5 <u>審査会は、第3項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない</u>。ただし、<u>審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない</u>。</p> <p>6 <u>審査会は、第4項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる</u>。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p><b>第48条</b> 審査会は、第37条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、<u>答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする</u>。</p>	<p>(意見の陳述等)</p> <p><b>第46条</b> 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申出があつたときは、当該<u>不服申立人等</u>に、口頭で意見を述べる機会を<u>与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる</u>。</p> <p>2 <u>審査会は、不服申立人等から、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写し等の交付を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする</u>。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p><b>第48条</b> 審査会は、第37条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、<u>答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする</u>。</p>
---	--

(新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

**第9条** 新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事委員会の報告)</p> <p><b>第3条</b> 人事委員会は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における次に掲げる事項を報告し</p>	<p>(人事委員会の報告)</p> <p><b>第3条</b> 人事委員会は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における次に掲げる事項を報告し</p>

なければならない。 (1)～(3) (略) (4) 不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況	なければならない。 (1)～(3) (略) (4) 不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況
---	--

(新潟県県税条例の一部改正)

第10条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(災害等による期限の延長) <b>第9条</b> 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたり、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（ <u>審査請求</u> に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、その理由のやんだ日から4月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。 2・3 (略)	(災害等による期限の延長) <b>第9条</b> 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたり、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（ <u>不服申立て</u> に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、その理由のやんだ日から4月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。 2・3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第9条の規定による改正後の新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定による報告であってこの条例の施行前にされた不利益処分に係るものについては、なお従前の例による。

## 新潟県条例第10号

新潟県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

新潟県住民基本台帳法施行条例（平成14年新潟県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(本人確認情報の利用及び提供)</p> <p><b>第2条</b> <u>法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新潟県条例第57号。以下「番号利用条例」という。)別表第1の左欄に掲げる執行機関のうち知事が行う同表の右欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>2 <u>法第30条の15第2項第2号の条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)は、番号利用条例別表第1の左欄に掲げる執行機関のうち知事以外のものとし、同号の条例で定める事務は、当該執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>3 <u>知事が行う法第30条の15第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち法第7条第13号に規定する住民票コード以外のもの(以下「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。)の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法</u></p> <p>(2) <u>規則で定めるところにより、知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を知事以外の執行機関に送付する方法</u></p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;">(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p><b>第4条</b> <u>法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)第44条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p><b>第2条</b> <u>法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)第44条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</u></p> <p><b>第3条</b> (略)</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第11号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中附則別表の表示に下線が引かれた附則別表（以下「移動附則別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中附則別表の表示に下線が引かれた附則別表（以下「移動後附則別表」という。）が存在する場合には当該移動附則別表を当該移動後附則別表とし、移動附則別表に対応する移動後附則別表が存在しない場合には当該移動附則別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び附則別表の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び附則別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>（法人の事業税の税率等）</p> <p><b>第31条</b> 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。）次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の1.2</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.5</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100分の1.9</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100分の2.7</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100分の3.6</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6	<p>（法人の事業税の税率等）</p> <p><b>第31条</b> 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。）次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.96</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.4</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100分の2.5</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100分の3.7</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100分の4.8</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6												
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8												

- (受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額
- ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額

(2)・(3) (略)

**附 則**

(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例)

**第17条の2** 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税（平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額
- ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.3
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.5
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の0.7

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額
- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の所得に100分の4.8を乗じて得た金額

(2)・(3) (略)

**附 則**

(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例)

**第17条の2** 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税（平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
- ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.9
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の1.4
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1.9

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(受託法人を除く。)次に掲げる金額の合計額  
 ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額  
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額  
 ウ 各事業年度の所得に100分の0.7を乗じて得た金額
- (2)・(3) (略)

(自動車税の税率の特例)

**第20条** 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。))並びにバス(一般乗合のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。))に対する平成28年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。))を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

- (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(受託法人を除く。)次に掲げる金額の合計額  
 ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額  
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額  
 ウ 各事業年度の所得に100分の1.9を乗じて得た金額
- (2)・(3) (略)

(自動車税の税率の特例)

**第20条** 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。))並びにバス(一般乗合のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。))に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。))を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

**2** 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併

用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、1台につき、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

3 次に掲げる自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第5項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成

2 次に掲げる自動車は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの)にあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。)

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭

27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

5 次に掲げる自動車は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネル

和54年法律第49号) 第80条第 1 号イに規定するエネルギー消費効率 (以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第 1 項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率 (以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの (次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率 (基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの (次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) (略)

3 (略)

4 附則別表第 1 の第 2 号に掲げるもの及び第 5 号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は、第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第 2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第 1 項に規定する自動車にあつては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第 2 項に規定する自動車にあつては最大軽課税率の欄

ギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率 (基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) (略)

6 (略)

7 第 3 項 (第 4 号に係る部分に限る。)及び第 4 項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率 (基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第 3 項第 4 号中「平成27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第 4 項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

8 附則別表第 1 の第 2 号に掲げるもの及び第 5 号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は、第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第 3の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第 1 項に規定する自動車にあつては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第 5 項に規定する自動車にあつては最大軽課税率

に掲げる額を、第3項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

5 (略)

**第21条** 法第147条第3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率に、10分の10から第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 (略)

**第22条** 第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

附則別表第2

(略)

の欄に掲げる額を、第6項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

9 附則別表第2の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第2項から第4項まで及び第7項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第2項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第3項(第7項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第4項(第7項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

10 (略)

**第21条** 法第147条第3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率に、10分の10から第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 (略)

**第22条** 第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

附則別表第2

(略)

附則別表第3

(略)

附則別表第4

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の新潟県県税条例(以下「新条例」という。)第31条及び附則第17条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業

税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第20条の規定は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日が大气污染防治法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における新条例附則第20条第1項の規定の適用については、同項中「第2条第16項」とあるのは、「第2条第14項」とする。  
(新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部改正)
- 5 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第12条の2の2第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車又は新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）<u>附則第20条第2項第3号</u>に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(自動車税の課税免除等)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（<u>県税条例附則第20条第2項第3号</u>に規定するものに限る。次項、第5項及び第6項において同じ。）が対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、<u>県税条例第59条</u>から第61条までの規定にかかわらず、1台につき、<u>県税条例附則別表第1</u>の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の<u>中間軽課税率</u>の欄に掲げる額とする。</p> <p>3 充電機能付電力併用自動車であって<u>県税条例附則別表第1</u>の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものが対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、<u>県税条例第59条</u>から第61条まで及び前項の規定にかかわらず、1台につき、同表の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の<u>中間軽課税率</u>の欄に掲げる額に、<u>県税条例附則別表第2</u>の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第12条の2の2第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車又は新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）<u>附則第20条第3項第3号</u>に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(自動車税の課税免除等)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（<u>県税条例附則第20条第3項第3号</u>に規定するものに限る。次項、第5項及び第6項において同じ。）が対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、<u>県税条例第59条</u>から第61条までの規定にかかわらず、1台につき、<u>県税条例附則別表第2</u>の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の<u>最大軽課税率</u>の欄に掲げる額とする。</p> <p>3 充電機能付電力併用自動車であって<u>県税条例附則別表第2</u>の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものが対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、<u>県税条例第59条</u>から第61条まで及び前項の規定にかかわらず、1台につき、同表の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の<u>最大軽課税率</u>の欄に掲げる額に、<u>県税条例附則別表第4</u>の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応</p>

じそれぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。 4～7 (略)	じそれぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。 4～7 (略)
--	--

(新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の規定は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(検討)

7 県は、この条例の施行後2年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、新条例第31条及び附則第17条の2の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(この条例の失効)

8 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

**新潟県条例第12号**

新潟県核燃料税条例の一部を改正する条例

新潟県核燃料税条例(平成26年新潟県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(課税期間) <b>第6条 (略)</b> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。 (1) <u>発電用原子炉の廃止に係る電気事業法第27条の27第3項の規定による届出(以下「廃止届出」という。)</u> をした場合であって、前項各号に掲げる期間の途中において当該廃止届出に係る廃止をした場合(第3号の場合を除く。) <u>当該廃止届出に係る廃止をした日の前日の属する前項各号に掲げる期間の初日から当該廃止をした日の前日まで</u> (2)・(3) (略)	(課税期間) <b>第6条 (略)</b> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。 (1) <u>発電用原子炉の廃止に係る電気事業法第9条第1項の規定による届出(以下「廃止届出」という。)</u> をした場合であって、前項各号に掲げる期間の途中において当該廃止届出に係る廃止をした場合(第3号の場合を除く。) <u>当該廃止届出に係る廃止をした日の前日の属する前項各号に掲げる期間の初日から当該廃止をした日の前日まで</u> (2)・(3) (略)

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 新潟県条例第13号

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和32年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（退職年金及び傷病年金の停止）</p> <p><b>第35条</b> 退職年金及び傷病年金は、これを受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。ただし、<u>刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。</u></p> <p style="text-align: center;">（遺族年金の停止）</p> <p><b>第57条</b> 遺族年金を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を<u>終わり、又はその執行を受けることがなくなつた月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を<u>終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。</u></u></p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（退職年金及び傷病年金の停止）</p> <p><b>第35条</b> 退職年金及び傷病年金は、これを受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を<u>終り</u>又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。ただし、刑の執行猶予の<u>言渡</u>を受けたときは、これを停止しない。<u>その言渡を取消されたときは、取消</u>の月の翌月から刑の執行を<u>終り</u>又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。</p> <p style="text-align: center;">（遺族年金の停止）</p> <p><b>第57条</b> 遺族年金を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を<u>終り</u>又はその執行を受けることがなくなつた月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の執行猶予の<u>言渡</u>を受けたときは、これを<u>停止</u>しない。<u>その言渡を取消されたときは、取消</u>の月の翌月から刑の執行を<u>終り</u>又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。</p> <p>2 （略）</p>

## 附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行の日から施行する。

新潟県条例第14号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前																			
<b>附 則</b>		<b>附 則</b>																			
(他の法令による給付との調整)		(他の法令による給付との調整)																			
<p><b>第5条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		<p><b>第5条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">傷病補償年金</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	傷病補償年金	(略)			障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88		(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">傷病補償年金</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	傷病補償年金	(略)			障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86		(略)		
傷病補償年金	(略)																				
	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88																			
	(略)																				
傷病補償年金	(略)																				
	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86																			
	(略)																				
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>		<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(略)</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)				障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88		(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(略)</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)				障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86		(略)		
(略)																					
	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88																			
	(略)																				
(略)																					
	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86																			
	(略)																				

---

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

---

**新潟県条例第15号**

新潟県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項)

**第 3 条** 法第10条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示すること。当該事項を変更したときも、同様とする。

ア 消費生活センターの名称及び住所

イ 法第 8 条第 1 項第 2 号イ及びロの事務を行う日及び時間

(2) 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこと。

(3) 消費生活センターには、消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くこと。

(4) 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。

(5) 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第 8 条第 1 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(6) 消費生活センターは、法第 8 条第 1 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

**附 則**

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

---

新潟県条例第16号

新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(適用除外) <b>第48条</b> 鉱山保安法第13条第1項の経済産業省令で定める施設である特定施設を設置する同法第2条第2項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者に関しては当該鉱山について、電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第18号</u> に規定する電気工作物である特定施設を設置する工場等から排出水を排出する者に関しては当該特定施設について、第37条から第41条まで、第43条第1項、第45条及び第47条の規定は、適用しない。		(適用除外) <b>第48条</b> 鉱山保安法第13条第1項の経済産業省令で定める施設である特定施設を設置する同法第2条第2項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者に関しては当該鉱山について、電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第16号</u> に規定する電気工作物である特定施設を設置する工場等から排出水を排出する者に関しては当該特定施設について、第37条から第41条まで、第43条第1項、第45条及び第47条の規定は、適用しない。	
(適用除外) <b>第87条</b> 次の表の左欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の右欄に定める規定は、適用しない。		(適用除外) <b>第87条</b> 次の表の左欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の右欄に定める規定は、適用しない。	
(略)		(略)	
3 <u>電気事業法第2条第1項第18号</u> に規定する電気工作物を設置する工場等における有害物質使用等事業者	(略)	3 <u>電気事業法第2条第1項第16号</u> に規定する電気工作物を設置する工場等における有害物質使用等事業者	(略)
4 <u>電気事業法第2条第1項第18号</u> に規定する電気工作物である特定施設を設置する工場等から特定地下浸透水を浸透させる者		4 <u>電気事業法第2条第1項第16号</u> に規定する電気工作物である特定施設を設置する工場等から特定地下浸透水を浸透させる者	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県条例第17号

新潟県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例

新潟県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年新潟県条例第32号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年5月31日から施行する。

## 新潟県条例第18号

新潟県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

**第1条** 国民健康保険の財政の安定化を図るため、新潟県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

**第4条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

**第5条** 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

**第6条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第19号

新潟県風致地区条例及び新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(新潟県風致地区条例の一部改正)

第1条 新潟県風致地区条例(昭和45年新潟県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(許可を要する行為) 第2条 (略) 2 (略) 3 国、県、市又は新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の規定に基づきこの条例の規定に基づく事務を処理することとされた町村(以下「国等」という。)の機関(次に掲げる法人を含む。以下この項において同じ。)が行う行為(前項各号に掲げるものを除く。)については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事等に協議しなければならない。 (1) (略) (2) <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u> (3)～(7) (略)	(許可を要する行為) 第2条 (略) 2 (略) 3 国、県、市又は新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の規定に基づきこの条例の規定に基づく事務を処理することとされた町村(以下「国等」という。)の機関(次に掲げる法人を含む。以下この項において同じ。)が行う行為(前項各号に掲げるものを除く。)については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事等に協議しなければならない。 (1) (略) (2) <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u> (3)～(7) (略)

(新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準) 第3条 法第7条の2第4項の規定により、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。 (1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、 <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u> の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみ診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福	(既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準) 第3条 法第7条の2第4項の規定により、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。 (1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、 <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u> の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみ診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福

<p>祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が、0.05以下であるときは零とする。）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が、0.05以下であるときは零とする。）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

**附 則**

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第20号

新潟県看護職員修学資金貸与条例及び新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例  
(新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 新潟県看護職員修学資金貸与条例(昭和39年新潟県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の当然免除)</p> <p><b>第7条</b> 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別貸与を受けた者にあつては、養成施設を卒業した日から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに特定医療施設等において業務に従事した場合であつて、修学期間を除き、特定医療施設等において業務に継続して従事した期間が5年以上であるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第8条第28項</u>に規定する介護老人保健施設</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(返還の債務の当然免除)</p> <p><b>第7条</b> 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別貸与を受けた者にあつては、養成施設を卒業した日から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに特定医療施設等において業務に従事した場合であつて、修学期間を除き、特定医療施設等において業務に継続して従事した期間が5年 <u>(次項第9号に掲げる施設等にあつては、当該5年のうち最初の3年以上の期間が同項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる施設等において従事した期間であること。)</u>以上であるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第8条第27項</u>に規定する介護老人保健施設</p> <p>(9) (略)</p>

(新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部改正)

第2条 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例(平成22年新潟県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の当然免除)</p> <p><b>第4条</b> 知事は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 養成施設を卒業した日(当該養成施設を卒業後引き続き他種の養成施設において修学した場合は、これを卒業した日。次号において同じ。)から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに特定医療施設等において業務に従事した場合であつて、他種の養成施設における修学により業務に従事できなかった期間を除き、特定医療施設等において業務に継続して従事した期間が5年以上であるとき。</p>	<p>(返還の債務の当然免除)</p> <p><b>第4条</b> 知事は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 養成施設を卒業した日(当該養成施設を卒業後引き続き他種の養成施設において修学した場合は、これを卒業した日。次号において同じ。)から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに特定医療施設等において業務に従事した場合であつて、他種の養成施設における修学により業務に従事できなかった期間を除き、特定医療施設等において業務に継続して従事した期間が5年 <u>(基本貸与条例第7条第2項第9号に</u></p>

<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。</p>	<p><u>掲げる施設等にあつては、当該5年のうち最初の3年以上の期間が同項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる施設等において従事した期間であること。)</u>以上であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。</p>
---	---

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例附則第3項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新潟県看護職員修学資金貸与条例第7条第1項第2号及び第2条の規定による改正後の新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例第4条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に卒業した修学生について適用し、同日前に卒業した修学生については、なお従前の例による。

新潟県条例第21号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 犬猫販売業者 犬又は猫（以下「犬猫」という。）の販売を業として行う第1種動物取扱業者（法第12条第1項第3号に規定する第1種動物取扱業者をいう。以下同じ。）をいう。</u></p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(猫の飼い主等の遵守事項)</u></p> <p><b>第13条の2</b> <u>猫の飼い主は、猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺的生活環境を保全するため、猫を屋内において飼養し、又は保管するよう努めるとともに、不妊、去勢等の必要な措置を講じ、当該猫がみだりに繁殖することを防止するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、所有者のない猫を飼養する者は、その飼養する猫を放し飼いにする場合は、不妊、去勢等の必要な措置を講じ、当該猫がみだりに繁殖することを防止することにより、当該猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺的生活環境を損なうことのないよう努めるとともに、周辺地域の住民その他の者の理解を得られるよう努めなければならない。</u></p> <p><b>第18条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(犬猫販売業者に係る基準遵守義務等)</u></p> <p><b>第18条の2</b> <u>犬猫販売業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、販売の用に供する犬猫の輸送（当該犬猫に係る飼養施設の所在地から他の飼養施設の所在地への輸送をいう。以下同じ。）が行</u></p>	<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p><b>第18条</b> (略)</p>

われた場合は、当該輸送の年月日、輸送に係る犬猫の種類その他の規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 2 犬猫販売業者は、販売の用に供する犬猫の輸送が行われた場合は、輸送後に当該犬猫を飼養し、又は保管する飼養施設において2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によつて観察し、健康上の問題があることが認められなかつた犬猫を販売に供するよう努めなければならない。ただし、第1種動物取扱業者又は第2種動物取扱業者（法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者をいう。）に対する販売に供する場合は、この限りでない。

第18条の3 （略）

第18条の2 （略）

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

（検討）

- 2 県は、この条例の施行後3年を経過した場合において、改正後の新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新潟県条例第22号

新潟県理容師法施行条例及び新潟県美容師法施行条例の一部を改正する条例  
 (新潟県理容師法施行条例の一部改正)

第1条 新潟県理容師法施行条例(平成11年新潟県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(理容所の衛生措置) <b>第3条</b> 法第12条第4号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 理容所は、外部及び住居等理容所以外の施設 <u>(当該理容所と同一の場所で開設する美容所を                      除く。)</u> と隔壁等により区画すること。 (2)～(10) (略) 2 (略)	(理容所の衛生措置) <b>第3条</b> 法第12条第4号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 理容所は、外部及び住居等理容所以外の施設 と隔壁等により区画すること。 (2)～(10) (略) 2 (略)

(新潟県美容師法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県美容師法施行条例(平成11年新潟県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(美容所の衛生措置) <b>第3条</b> 法第13条第4号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 美容所は、外部及び住居等美容所以外の施設 <u>(当該美容所と同一の場所で開設する理容所を                      除く。)</u> と隔壁等により区画すること。 (2)～(10) (略) 2 (略)	(美容所の衛生措置) <b>第3条</b> 法第13条第4号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 美容所は、外部及び住居等美容所以外の施設 と隔壁等により区画すること。 (2)～(10) (略) 2 (略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県条例第23号

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（自動車取得税の課税免除等）</p> <p><b>第8条</b> 電気自動車ですべて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が<u>平成29年3月31日</u>までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2の2第2項第3号に規定するものに限る。）ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成29年3月31日</u>までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の3第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の3第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の課税免除等）</p> <p><b>第9条</b> 電気自動車ですべて平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、<u>平成29年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;">（自動車取得税の課税免除等）</p> <p><b>第8条</b> 電気自動車ですべて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が<u>平成28年3月31日</u>までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2の2第2項第3号に規定するものに限る。）ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成28年3月31日</u>までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の3第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の3第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の課税免除等）</p> <p><b>第9条</b> 電気自動車ですべて平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第24号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(新潟県立職業能力開発校条例の一部改正)

第1条 新潟県立職業能力開発校条例(昭和44年新潟県条例第37号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(普通課程の訓練基準)	(普通課程の訓練基準)
<p><b>第6条</b> 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 訓練の対象者 学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下「中学校卒業等」という。)であること又は同法による高等学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下「高等学校卒業等」という。)であること。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第6条</b> 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 訓練の対象者 学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下「中学校卒業等」という。)であること又は同法による高等学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下「高等学校卒業等」という。)であること。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県立自然科学館条例の一部改正)

第2条 新潟県立自然科学館条例(昭和56年新潟県条例第48号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																					
(入館料)	(入館料)																					
<p><b>第6条</b> 自然科学館に観覧のため入館しようとする者は、次の表に掲げる入館料を納めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">個人</th> <th style="text-align: center;">団体(20人以上の場合に限る。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童 中学校の生徒 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u> 中等教育学校の前期課程の生徒</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)	小学校の児童 中学校の生徒 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u> 中等教育学校の前期課程の生徒	(略)		(略)			<p><b>第6条</b> 自然科学館に観覧のため入館しようとする者は、次の表に掲げる入館料を納めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">個人</th> <th style="text-align: center;">団体(20人以上の場合に限る。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童 中学校の生徒</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校の前期課程の生徒</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)	小学校の児童 中学校の生徒	(略)		中等教育学校の前期課程の生徒			(略)		
区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)																				
小学校の児童 中学校の生徒 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u> 中等教育学校の前期課程の生徒	(略)																					
(略)																						
区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)																				
小学校の児童 中学校の生徒	(略)																					
中等教育学校の前期課程の生徒																						
(略)																						
(定期入館料)	(定期入館料)																					
<p><b>第7条</b> 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる定期入館料を納めた者は、6か月間に限り、規則で定めるところにより交付する定期入館券を提示して、観覧のため入館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">定期入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童 中学校の生徒 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	定期入館料	小学校の児童 中学校の生徒 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u>	(略)	<p><b>第7条</b> 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる定期入館料を納めた者は、6か月間に限り、規則で定めるところにより交付する定期入館券を提示して、観覧のため入館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">定期入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童 中学校の生徒</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	定期入館料	小学校の児童 中学校の生徒	(略)													
区 分	定期入館料																					
小学校の児童 中学校の生徒 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u>	(略)																					
区 分	定期入館料																					
小学校の児童 中学校の生徒	(略)																					

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">中等教育学校の前期課程の生徒</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(プラネタリウム観覧料)</p> <p><b>第9条</b> プラネタリウムを観覧しようとする者は、前3条に規定する入館料のほか、次の表に掲げる観覧料を納めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">観 覧 料</th> </tr> <tr> <td>小学校の児童 中学校の生徒 義務教育学校の児童及び生徒 中等教育学校の前期課程の生徒</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	中等教育学校の前期課程の生徒		(略)		区 分	観 覧 料	小学校の児童 中学校の生徒 義務教育学校の児童及び生徒 中等教育学校の前期課程の生徒	(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">中等教育学校の前期課程の生徒</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(プラネタリウム観覧料)</p> <p><b>第9条</b> プラネタリウムを観覧しようとする者は、前3条に規定する入館料のほか、次の表に掲げる観覧料を納めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">観 覧 料</th> </tr> <tr> <td>小学校の児童 中学校の生徒</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校の前期課程の生徒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	中等教育学校の前期課程の生徒		(略)		区 分	観 覧 料	小学校の児童 中学校の生徒	(略)	中等教育学校の前期課程の生徒		(略)	
中等教育学校の前期課程の生徒																							
(略)																							
区 分	観 覧 料																						
小学校の児童 中学校の生徒 義務教育学校の児童及び生徒 中等教育学校の前期課程の生徒	(略)																						
(略)																							
中等教育学校の前期課程の生徒																							
(略)																							
区 分	観 覧 料																						
小学校の児童 中学校の生徒	(略)																						
中等教育学校の前期課程の生徒																							
(略)																							

(新潟県都市公園条例の一部改正)

**第3条** 新潟県都市公園条例(昭和60年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第2</b> (第10条関係)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>備考</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 生徒等とは、高等学校、中等教育学校又は中学校の生徒、<u>義務教育学校の児童及び生徒</u>、<u>小学校の児童並びに</u>学齢に達しない者をいうものとする。</p> <p>12～16 (略)</p> <p>17 児童等とは、<u>小学校の児童、義務教育学校の児童及び生徒並びに</u>中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒をいうものとする。</p> <p>18 高校生等とは、高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒及び15歳以上18歳未満の者(中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>、高等学校又は中等教育学校の生徒を除く。)をいうものとする。</p>	<p><b>別表第2</b> (第10条関係)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>備考</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 生徒等とは、高等学校、中等教育学校又は中学校の生徒、<u>小学校の児童及び</u>学齢に達しない者をいうものとする。</p> <p>12～16 (略)</p> <p>17 児童等とは、<u>小学校の児童及び</u>中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒をいうものとする。</p> <p>18 高校生等とは、高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒及び15歳以上18歳未満の者(中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒を除く。)をいうものとする。</p>

(新潟県立近代美術館条例の一部改正)

**第4条** 新潟県立近代美術館条例(平成5年新潟県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																										
<p><b>別表第1</b> (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="3" style="width: 10%;">区 分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">観 覧 料</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">常 設 展</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">所 蔵 品 展</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">個人</td> <td style="width: 10%;">団体 (20人以上の団体に限</td> <td style="width: 10%;">個人</td> <td style="width: 10%;">団体 (20人以上の団体に限</td> </tr> </table>	区 分	観 覧 料				常 設 展		所 蔵 品 展		個人	団体 (20人以上の団体に限	個人	団体 (20人以上の団体に限	<p><b>別表第1</b> (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="3" style="width: 10%;">区 分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">観 覧 料</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">常 設 展</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">所 蔵 品 展</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">個人</td> <td style="width: 10%;">団体 (20人以上の団体に限</td> <td style="width: 10%;">個人</td> <td style="width: 10%;">団体 (20人以上の団体に限</td> </tr> </table>	区 分	観 覧 料				常 設 展		所 蔵 品 展		個人	団体 (20人以上の団体に限	個人	団体 (20人以上の団体に限
区 分		観 覧 料																									
		常 設 展		所 蔵 品 展																							
	個人	団体 (20人以上の団体に限	個人	団体 (20人以上の団体に限																							
区 分	観 覧 料																										
	常 設 展		所 蔵 品 展																								
	個人	団体 (20人以上の団体に限	個人	団体 (20人以上の団体に限																							

	る。)		る。)		る。)		る。)
(略)				(略)			
その他 (学齢に 達しない 者並びに 小学校、 中学校、 <u>義務教育 学校</u> 、中 等教育学 校の前期 課程並び に特別支 援学校の 小学部及 び中学部 の児童及 び生徒を 除く。)	(略)			その他 (学齢に 達しない 者並びに 小学校、 中学校、 中等教育 学校の前 期課程並 びに特別 支援学校 の小学部 及び中学 部の児童 及び生徒 を除く。)	(略)		

(新潟県障害者交流センター条例の一部改正)

第5条 新潟県障害者交流センター条例(平成9年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
<b>別表第2 (第7条、第9条関係)</b>				<b>別表第2 (第7条、第9条関係)</b>			
施設	使用方法	区分		施設	使用方法	区分	
体育館	個人使用	小学校又は義務教育学校の前期課程の児童及び中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒	(略)	体育館	個人使用	小学校の児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
温水プール	個人使用	小学校又は義務教育学校の前期課程の児童及び中学校、義務	(略)	温水プール	個人使用	小学校の児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒	(略)

		教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒					
		(略)				(略)	
	(略)				(略)		
トレーニングルーム	個人使用	中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒	(略)	トレーニングルーム	個人使用	中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒	(略)
		(略)				(略)	
		その他の者(小学校又は義務教育学校の前期課程の児童及び学齢に達しない者を除く。)	(略)			その他の者(小学校の児童及び学齢に達しない者を除く。)	(略)
	(略)				(略)		
備考 (略)				備考 (略)			

(新潟県立歴史博物館条例の一部改正)

第6条 新潟県立歴史博物館条例(平成12年新潟県条例第10号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
区分	観覧料		区分	観覧料	
	個人	団体(20人以上の団体に限る。)		個人	団体(20人以上の団体に限る。)
(略)			(略)		
その他(学齢に達しない者並びに小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒を除く。)	(略)		その他(学齢に達しない者並びに小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒を除く。)	(略)	

(新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部改正)

第7条 新潟県立長岡屋内総合プール条例(平成17年新潟県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(使用の承認等) <b>第8条</b> (略) 2・3 (略) 4 施設等のうち別表第1に定めるものを使用することができる者は、15歳以上の者(中学校、 <u>義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。</u> )とする。  <b>別表第1</b> (第8条、第10条関係) (略) 備考 1 「大人」とは、15歳以上の者(中学校、 <u>義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。</u> )をいう。 2 (略) 3 「障害者等」とは、15歳以上の者(中学校、 <u>義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。</u> )で次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1)～(5) (略) 4 (略)	(使用の承認等) <b>第8条</b> (略) 2・3 (略) 4 施設等のうち別表第1に定めるものを使用することができる者は、15歳以上の者(中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。)とする。  <b>別表第1</b> (第8条、第10条関係) (略) 備考 1 「大人」とは、15歳以上の者(中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。)をいう。 2 (略) 3 「障害者等」とは、15歳以上の者(中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。)で次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1)～(5) (略) 4 (略)

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**新潟県条例第25号**

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																												
<b>別表第2</b> (第1条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">高 等 学 校 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立巻総合高等学校</td> <td style="text-align: center;">新 潟 市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立羽茂高等学校</td> <td style="text-align: center;">佐 渡 市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	高 等 学 校 の 名 称	位 置	(略)		新潟県立巻総合高等学校	新 潟 市	(略)		新潟県立羽茂高等学校	佐 渡 市	(略)		<b>別表第2</b> (第1条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">高 等 学 校 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立巻総合高等学校</td> <td style="text-align: center;">新 潟 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>新潟県立西川竹園高等学校</b></td> <td style="text-align: center;"><b>新 潟 市</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立羽茂高等学校</td> <td style="text-align: center;">佐 渡 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>新潟県立相川高等学校</b></td> <td style="text-align: center;"><b>佐 渡 市</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	高 等 学 校 の 名 称	位 置	(略)		新潟県立巻総合高等学校	新 潟 市	<b>新潟県立西川竹園高等学校</b>	<b>新 潟 市</b>	(略)		新潟県立羽茂高等学校	佐 渡 市	<b>新潟県立相川高等学校</b>	<b>佐 渡 市</b>	(略)	
高 等 学 校 の 名 称	位 置																												
(略)																													
新潟県立巻総合高等学校	新 潟 市																												
(略)																													
新潟県立羽茂高等学校	佐 渡 市																												
(略)																													
高 等 学 校 の 名 称	位 置																												
(略)																													
新潟県立巻総合高等学校	新 潟 市																												
<b>新潟県立西川竹園高等学校</b>	<b>新 潟 市</b>																												
(略)																													
新潟県立羽茂高等学校	佐 渡 市																												
<b>新潟県立相川高等学校</b>	<b>佐 渡 市</b>																												
(略)																													

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。